

令和6年度

岐阜県交通安全実施計画



岐阜県交通安全シンボルマーク

岐阜県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項に基づき策定された「第11次岐阜県交通安全計画（令和3年度から令和7年度）」（以下「第11次計画」という。）を推進するため、同法第25条第3項に基づき、岐阜県の区域における陸上交通の安全に関し、令和6年度に国の指定地方行政機関及び県が講ずべき具体的な施策を定めたものです。

令和5年中の岐阜県の交通事故情勢は、交通事故死者数は50人（前年同期比25人減）と減少しましたが、平成17年以降、減少が続いていた人身交通事故件数は、3,077件（同182件増）、負傷者数3,806人（同306人増）、重傷者数422人（同61人増）と増加に転じました。また、交通事故死者のうち、高齢者は39人で、全交通事故死者の78%を占めるなど、高齢者の被害が顕著となりました。

こうした情勢を踏まえ、引き続き高齢者に対する安全対策を重要課題にするとともに、未就学児を中心に子どもが日常的に移動する経路や児童等の通学路等の安全を確保するため、道路環境の整備のほか、見守り活動など地域ぐるみで子どもを守るための対策を着実に実行していかなければなりません。

また、県の条例において、自転車損害賠償責任保険等への加入義務、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりましたが、昨年の県内の自転車ヘルメット着用率は26.4%（令和5年11月現在 岐阜県調べ）であったことから、引き続き、幼児、小・中・高校生をはじめ一般成人に対しても歩行中・自転車利用中の安全対策を推進するとともに、全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用のほか、飲酒運転、あおり運転などの危険な運転を許さない環境づくりなど、運転者に対する総合的な施策の推進に努めなければなりません。

本計画の実施に当たっては、第11次計画で掲げた「年間交通事故24時間死者数60人以下、重傷者350人以下」の達成に向け、関係行政機関・団体が相互に緊密な連携を図り、諸施策を総合的かつ強力に推進するものとします。

目 次

第1章 道路交通の安全

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	1
(2) 効果的な交通安全教育の推進	6
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	7
(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	13
(5) 地域における交通安全活動への住民の参加・協働の推進	14

2 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の確保	14
(2) 運転免許制度の改善	19
(3) 安全運転管理の推進	19
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	19
(5) 交通労働災害の防止	22
(6) 道路交通に関する情報の充実	23

3 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	26
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	28
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	28
(4) 交通安全施設等の整備事業の推進	32
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	34
(6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化	34
(7) 無電柱化の推進	34
(8) 効果的な交通規制の推進	35
(9) 自転車利用環境の総合的整備	35
(10) ITSの活用	36
(11) 交通需要マネジメントの推進	37
(12) 災害に備えた道路交通環境の整備	37
(13) 総合的な駐車対策の推進	38
(14) 道路交通情報の充実	40
(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	41

4	車両の安全性の確保	
(1)	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	43
(2)	自動運転車の安全対策・活用の推進	45
(3)	自動車アセスメント情報の提供等	45
(4)	自動車の検査及び点検の充実	46
(5)	リコール制度の充実・強化	48
(6)	自転車の安全性の確保	49
5	道路交通秩序の維持	
(1)	交通交指導取締りの強化等	50
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	52
(3)	暴走族対策の推進	52
6	救助・救急活動の充実	
(1)	救助・救急体制の整備	55
(2)	救急医療体制の整備	60
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	60
7	被害者支援の充実と推進	
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	61
(2)	損害賠償の請求についての援助等	61
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	62

第2章 鉄道交通の安全

1	鉄道交通環境の整備	
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	66
(2)	運転保安設備等の整備	66
2	鉄道交通の安全に関する知識の普及	66
3	鉄道の安全な運行の確保	
(1)	保安監査等の実施	67
(2)	運転士の資質の保持	67
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	67
(4)	気象情報等の充実	68
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	68

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施	-----	69
(7) 計画運休への取組	-----	69
4 救助・救急活動の充実	-----	69
5 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	-----	69

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	-----	72
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	-----	72
3 踏切道の統廃合の促進	-----	73
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置	-----	73

第1章 道路交通の安全

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

細目	ア 幼児に対する交通安全教育
実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 警察：交通企画課 県：私学振興・青少年課 県：子育て支援課 県：学校安全課	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼稚園、保育所等における交通安全教育の推進 幼児交通安全クラブリーダー、交通安全教育班（警察：交通企画課）、交通指導員等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉え、親子ぐるみや三世代交流による交通安全教育を推進する。 指導には、交通安全教育指導者マニュアル（県警作成）のほか、国・県で作成した資料や紙芝居等の視聴覚教材を利用し、親子で実習するなど、具体的に分かりやすい指導に努める。 2 幼児交通安全クラブ（ぞうさんクラブ）の自主活動の支援 幼児交通安全教育指導者研修会等により、幼児交通安全教育に関し専門的な知識・技能を有する指導者の育成・養成に努める。 3 家庭における幼児に対する交通安全教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通安全「愛のひと声」運動の推進 家庭で交通安全の「愛のひと声」をかけ合い、交通安全教育を推進する。 (2) 幼児2人同乗用自転車の利用促進とヘルメット着用の広報推進 安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の利用、幼児用座席のシートベルト着用及び乗車用ヘルメットの着用について広報啓発を推進する。 4 キッズセーフティ事業の推進 JAF（日本自動車連盟）岐阜支部と連携し、シートベルトコンビンサーを活用した衝突体験及びチャイルドシートの正しい装着講習を実施し、全ての座席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用（使用）に関する交通安全教育及び広報啓発を推進する。
細目	イ 小学生に対する交通安全教育 ウ 中学生に対する交通安全教育 エ 高校生に対する交通安全教育
実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 警察：交通企画課 県：学校安全課 県：私学振興・青少年課	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全教育の充実【小学校・中学校・高校】 交通安全教育指導者マニュアル（県警作成）に基づき、児童、生徒の実態や地域の実情を踏まえた交通安全指導計画を作成する。 家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図るとともに、MSリーダーズ、MSJリーダーズ等による自主的な安全指導を推進し、歩行者の心得、自転車の安全な利用、車両乗車時のシートベルトの重要性など自動車の機能、道路での危険予測と回避、交通ルールの意味及び必要性について、重点的に交通安全教育を実施する。また、教職員を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。 2 自転車に関する交通安全の確保【小学校・中学校・高校】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通の方法に関する教則等に基づいた交通安全教育の推進 「交通の方法に関する教則」等に従った自転車の正しい乗り方等について、交通安全教室で参加体験型の、交通ルールと交通マナーの周知を図る。 傘差しやスマートフォン使用等『ながら運転』の危険性及び危険な違反

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

【細目】

- イ 小学校に対する交通安全教育
- ウ 中学生に対する交通安全教育
- エ 高校生に対する交通安全教育

行為を繰り返す運転者に対する「自転車運転者講習制度」の周知を図る。

(2) 自転車シミュレータの活用

自転車シミュレータを活用し、自転車の安全な乗り方の習得及び交通安全意識の高揚を図る。

(3) 危険回避実践能力の向上

DVD教材等を活用し、自ら日常生活に潜む様々な危険に気付き、的確な判断の下に行動できるよう実践力を高める。

(4) 自転車乗車用ヘルメットの着用指導

「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（以下「岐阜県自転車条例」という。）及び道路交通法に基づき、自転車乗車時は、乗車用ヘルメット着用が努力義務であることを周知するとともに、自分の身を守るために乗車用ヘルメットを着用するよう指導する。

指導の際には、ヘルメット着用意識の醸成を図るため、ヘルメットの着用効果や自転車事故事例など、具体的かつ心に響く指導を行うなど、各年代の生徒らの実態に合わせた着用指導を行う。

入学説明会等におけるヘルメット着用の重要性の説明やチラシ等を活用した啓発など、あらゆる機会を捉えた着用意識の向上を図る。

(5) 自転車の安全利用推進月間の推進

「自転車の安全利用推進月間」を活用し、「岐阜県自転車条例」の周知啓発及び自転車の適正利用にかかる交通安全教育を実施する。

3 小学生に対する育成、指導【小学校】

自転車の正しい乗り方及び通行方法に関する知識並びに技能向上を目的とした自転車交通安全教室を開催する。

また、交通少年団の自主活動を促進するため、交通少年団指導者研修会を開催する。

4 シートベルトの正しい着用に関する交通安全教育【小学校・中学校・高校】

JAF（日本自動車連盟）岐阜支部と連携し、シートベルトコンビンサーを活用した衝突体験を実施し、全ての座席のシートベルト着用に関する交通安全教育及び広報啓発を推進する。

また、6歳以上であっても、シートベルトが適切に着用できない場合には、チャイルドシート又はジュニアシートを使用するよう広報啓発を推進する。

5 特定小型原動機付自転車等の適正利用等に関する交通安全教育の推進

【小学校・中学校・高校】

令和5年7月、改正道路交通法の施行により、特定小型原動機付自転車は、16歳以上は運転免許が不要となり、乗車時のヘルメット着用が努力義務となることや、特定小型原動機付自転車に関するルール等の周知及び交通安全教育を推進する。

6 交通事故実態の周知【小学校・中学校・高校】

児童、学生及び保護者に対し、歩行者、自転車の交通事故実態の周知を図り、家庭における交通安全の話題提供や交通安全意識の高揚を図る。

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

細目	オ 成人に対する交通安全教育
実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 警察：交通企画課 警察：運転免許課	<ol style="list-style-type: none">1 生活環境別の交通安全教育の充実 車両の使用者に対して、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向け研修会等への積極的な参加を促進し、安全運転管理の充実を図る。 また、社会人を対象とした学級・講座等において交通安全教育を促進するとともに、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動及び関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。 大学生、専修学校生等に対しては、自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じた交通安全教育の充実を図る。2 若年運転者に対する安全運転教育の推進<ol style="list-style-type: none">(1) 免許取得後の運転者教育の推進 公安委員会が行う講習や自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心とした運転者教育を推進する。(2) 暴走族追放三ない運動の推進 地域ぐるみで、暴走族追放「三ない運動（暴走しない、暴走をさせない、暴走を見に行かない）」を推進する。3 自転車利用者に対する安全指導の充実 「交通の方法に関する教則」などに従った自転車の正しい乗り方について、広報・啓発を図る。 また、「岐阜県自転車条例」で定めた「自転車損害賠償責任保険等への加入義務」「乗車用ヘルメットの着用努力義務」等の周知啓発や「自転車の安全利用推進月間」などの機会を捉えて交通安全教育を実施する。 傘差しやスマートフォン使用等「ながら運転」の危険性及び危険な違反行為を繰り返す運転者に対する「自転車運転者講習制度」の周知を図る。3 特定小型原動機付自転車等の適正利用等に関する交通安全教育の推進 令和5年7月、改正道路交通法の施行により、特定小型原動機付自転車は、16歳以上は運転免許が不要となること、乗車時のヘルメット着用が努力義務となることや、特定小型原動機付自転車に関するルール等の周知及び交通安全教育を推進する。4 自転車安全運転体験出前講座事業の推進 「自転車シミュレータ」を活用し、ヘルメットの着用意識の向上、自転車の安全な乗り方を身に着けるとともに、自転車運転時の交通安全意識の高揚を図る。5 企業、団体等と連携した自転車ヘルメット着用等の促進 自転車安全運転体験事業等を推進し、希望した企業・団体等と連携して、ヘルメット着用・保険加入の促進に関する活動等を実施するなど、企業・団体等を通じて「岐阜県自転車条例」の周知を図るとともに、自転車ヘルメット着用・自転車保険加入の促進を図る。

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

細目	カ 高齢者に対する交通安全教育
実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 警察：交通企画課 警察：運転免許課 県：高齢福祉課	<p>1 各種交通安全教育普及事業等の充実</p> <p>(1) あらゆる機会を活用した交通安全教育の実施 社会教育活動、福祉活動、各種イベント等のあらゆる機会を活用し、関係機関等と連携した交通安全教育を実施する。</p> <p>ア 県老人クラブ連合会等の活用 機関紙や高齢者教室等を通じ、交通安全意識の高揚を図る。 岐阜県レクリエーション協会と連携し、イベントにおける交通安全講話や反射材直接貼付を実施する。</p> <p>イ 高齢者交通安全大学校の開校 高齢者交通安全大学校を開校し、高齢者の事故実態に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を集中的・継続的に実施する。</p> <p>ウ シルバー・ドライビング・スクールの実施 運転免許を保有する高齢者を対象に、実車を使用した教習を行うことで、安全な運転の教育を行うとともに、受講を奨励する。</p> <p>エ シルバー・セーフティ・スクールの実施 運転免許を保有しない高齢者を対象に、車両運転者から見た歩行者、自転車の危険行動の体験教育を行うとともに、受講を奨励する。</p> <p>オ 出前講座の実施 地域に出向き交通安全等にかかる出前講座を開催し、交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進 上記の交通安全教育等の実施にあたっては、加齢に伴う身体機能の変化の自覚や歩行者、自転車、自動車それぞれの視点での、安全な通行方法、危険予測及び安全確認を習得するため、 ・歩行者用 ・自転車用 ・自動車用シミュレータ などを活用した参加・体験型の交通安全教育を推進する。</p> <p>(3) 交通安全教室の受講促進 「清流の国ぎふ健康・スポーツポイント事業」と連携し、クイックシリーズ(※)を活用した交通安全教室の受講促進を図る (※) 光源を使用し、体を動かした素早い反応のトレーニング装置</p> <p>(4) 高齢者に対する交通指導體制の充実 シルバー・セーフティ・アドバイザー及び地域交通安全活動推進委員により高齢者の個別指導、反射材直接貼付活動等を実施する。</p> <p>(5) 高齢者世帯訪問事業の実施 交通指導員やシルバー・セーフティ・アドバイザー等、関係団体等と連携し、老人クラブ未加入者、運転免許非保有者など、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に高齢者世帯を訪問し、交通安全意識の向上を図る。</p> <p>(6) 老人クラブにおける交通安全部会、交通安全委員の設置促進 老人クラブに上記部会等の設置を促進し、交通安全活動を実施することで交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>(7) 各種広報啓発活動及び普及活動の促進 下記の例を始めとした広報啓発・普及活動等を促進する。</p> <p>ア 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示促進 イ 反射材用品の活用等交通安全用品の普及促進</p>

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

<p>【細目】 カ 高齢者に対する交通安全教育</p>	<p>ウ 安全運転サポート車（サポカー）及び「安全運転サポート車等限定条件付き免許制度」の普及促進</p> <p>エ 電動車いす利用者に対する交通安全教育 関係団体等と連携し、電動車いす購入時等における安全利用に向けた指導・助言等を徹底し、交通安全教育を推進する。</p> <p>オ 運転免許自主返納制度及び同制度にかかる支援施策の普及促進 ・ デマンドバスなど地域の交通機関の整備拡充など関係機関・団体による自主返納制度にかかる支援施策の普及促進 ・ 高齢者の自主返納にかかる安全運転相談窓口「#8080（シャープハレバレ）」の周知</p> <p>カ 加齢等による身体機能の変化に伴う運転リスクの広報 加齢による身体機能の低下による運転への影響や視野異常が認められた場合の早期検査を呼びかけるための広報を実施する。</p> <p>(8) 自転車乗車用ヘルメット着用等の促進 高齢者の自転車乗車時のヘルメット着用意識の醸成を図るため、高齢者が来訪するショッピングモールや高齢者向けイベント等、あらゆる機会を捉えた啓発活動を推進する。 また、高齢者団体への自転車の交通安全出前講座等の実施や、高齢者団体と連携し、ヘルメットの着用・保険加入の促進に関する活動を展開するなど、高齢者のヘルメット着用・自転車保険加入意識の向上を図る。</p> <p>(9) 高齢者交通死亡事故抑止総合対策の推進</p> <p>ア 「交通安全ピカピカ運動」の推進 夜間外出時は、明るい色の服装や反射材用品（夜行タスキ、自転車装着用反射材等）を身に着ける習慣を普及し、交通安全意識の向上及び夜間の交通事故防止を図る。</p> <p>イ 「清流の国ぎふ」づくり高齢者交通安全いきいきプロジェクトの推進 交通安全教育、交通安全施設整備、交通指導取締りに加え、高齢歩行者等危険エリアを指定し、高齢者家庭への訪問指導や反射材直接貼付等の施策を推進する。</p> <p>ウ 高齢者交通事故防止対策重点地域における交通事故防止対策の推進 高齢者の交通事故分析結果に基づき、自治体に高齢運転者対策重点地域、高齢歩行者・自転車対策重点地域を指定し、同地域における高齢者交通事故防止対策を推進する。</p> <p>エ 岐阜県交通安全対策協議会高齢者交通事故防止部会の開催 同部会において、高齢者交通安全対策について検討を行う。</p> <p>オ 高齢者交通安全指導ネットワーク化の推進 市町村単位で関係機関・団体・各種ボランティアを活用し、高齢者の交通安全指導のネットワーク化を推進する。</p>
細目	キ 障がい者（児）に対する交通安全教育
実施主体	事業計画の概要
<p>県：県民生活課 警察：交通企画課 県：障害福祉課</p>	<p>1 各種交通安全教育普及事業の実施</p> <p>(1) 交通安全教育の実施 市町村等における各種イベント等において関係機関・団体と連携を図り、交通安全指導を実施する。</p> <p>(2) 障がい者（児）に対する交通安全指導の推進 地域での各種福祉活動において、障がいの程度等に応じ、字幕や音声ガイド付きビデオを活用するなど、きめ細やかな交通安全指導を推進する。</p>

1 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

<p>【細目】 キ 障がい者（児）に対する交通安全教育</p>	<p>2 障がい者（児）に対する「思いやりのある」交通安全思想等の普及促進 視覚障がい者が周囲にサポートを求めている合図の白杖SOSシグナルのほか、ヘルプマーク、道路交通法で表示車両に対する保護を義務付けられた聴覚障害者標識、身体障害者標識について普及促進を図る。 反射材を身に着ける習慣付けを図る「交通安全ピカピカ運動」を推進する。</p>
<p>細目</p>	<p>ク 外国人に対する交通安全教育</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>県：県民生活課 警察：交通企画課 県：外国人活躍・共生社会推進課 県：観光誘客推進課</p>	<p>1 県内に居住する外国人に対する交通安全教育の実施 県内居住の外国人に対して、外国人交通安全教育指導員等を活用した交通安全教育や、外国人向け「交通安全教育テキスト（4カ国語）」を活用した交通安全講習会等を実施し、交通法規遵守意識の醸成を図る。 また、外国人への自転車の交通ルールの周知やヘルメット着用を図るため、外国人雇用企業への出前講座の実施や講座実施企業と連携したヘルメット着用、自転車の保険加入促進に向けた啓発活動を推進する。</p> <p>2 関係団体との連携 県内国際交流団体、岐阜地域留学生交流推進会議と連携するなど外国人県民の交通安全教育・指導を促進する。 また、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。</p>

(2) 効果的な交通安全教育の推進

<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>県：県民生活課 警察：交通企画課</p>	<p>1 参加・体験・実践型教育方法の積極的な活用 (1) 道路を通行するために必要な技能・知識の習得やその必要性を理解できるようにするため参加・体験・実践型の教育を推進する。 (2) JAF（日本自動車連盟）岐阜支部と連携し、シートベルトコンビナーを活用した衝突体験事業を実施し、全ての座席のシートベルト等の正しい着用（使用）の推進を図る。</p> <p>2 関係機関・団体相互の連携 関係機関・団体は、交通安全教育に関する情報の共有、交通安全教育資機材の貸与、講師の派遣等、相互連携を図る。</p> <p>3 効果的な教育手法の開発・導入 受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努める。 交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。</p>

1 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

細目	ア 交通安全運動の推進	
実施主体	事業計画の概要	
県：県民生活課 警察：交通企画課 ～ 年間運動 ～	<p>1 交通安全運動推進体制の充実強化</p> <p>交通安全運動を効果的に推進するため、各実施機関・団体相互の連携に加え、自動車ディーラー等企業の参加も促進するなど、運動の趣旨が広く県民に浸透するよう努める。市町村においては、市町村交通安全対策協議会等を中心に体制の充実、強化を図る。</p> <p>2 年間運動の推進</p> <p>県民一人ひとりが、交通安全知識を身に付け、交通ルールとマナーの実践を図るため、次の年間運動を実施する。</p>	
運動名	内容	
県民交通安全の日	毎月15日に、県民一人一人が交通安全意識を高め、交通ルールとマナーの実践を習慣付けるため、交通安全家族会議の開催及び「愛のひと声」運動を実践する。	
交通安全「愛のひと声」運動	地域、家庭、職場等において交通安全意識の高揚を図るため、“今日も気を付けてね”等呼びかける、交通安全「愛のひと声」運動の普及を図る。	
「スロー・ドライブ ぎふ」運動	運転者が道路や交通の状況に応じた安全な速度でゆとりを持って走る習慣の徹底を図る。	
早めのライト点灯とハイビームの適切な使用運動	車両は、日没約30分前を目安に、早めにライトを点灯し、自車の存在を早く他の道路利用者に知らせて注意を喚起するとともに、夜間におけるハイビームの適切な使用を啓発し、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の防止を図る。	
交通安全ピカピカ運動	薄暮から夜間にかけて、歩行者、自転車利用者の交通事故被害を防ぐため、反射材等の着用、自転車用反射材用品装着等の習慣の徹底を図る。	
「交通マナーアップぎふ」交通安全キャンペーン	「交通マナー たかめて安全 ぎふの路」をスローガンに、交通マナーを高めて、思いやりとゆずり合いの心を持ち、快適な交通環境づくりに努める。	
	<p>3 四季の交通安全運動等の実施</p> <p>交通事故の防止を図るため、県民に交通安全思想を普及徹底し、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、次の交通安全運動を関係機関・団体が連携し、県民総ぐるみで実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 春の全国交通安全運動 「交通事故死ゼロを目指す日」は運動と連動した取り組みを行う ○ 夏の交通安全県民運動 ○ 秋の全国交通安全運動 「交通事故死ゼロを目指す日」は運動と連動した取り組みを行う ○ 年末の交通安全県民運動 <p>4 交通安全月間等の実施</p> <p>交通安全運動の他、下記の月間等を交通安全重点期間とし、県、市町村が関係機関・団体及び地域住民と一体となって活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全利用推進月間（5月） ○ シートベルト・チャイルドシート着用強調月間（6月・10月） ○ 11月の県民交通安全の日は「夕暮れ時の県内一斉街頭啓発活動日」 	

1 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

		5 交通安全活動効果の事後検証・評価 活動をより効果的なものとし、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の認識を深めるため、事後に検証・評価を行う。
細目	イ	横断歩行者の安全確保
	実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 警察：交通企画課 警察：交通指導課 警察：運転免許課		<p>1 「横断歩道における歩行者最優先」等、交通安全意識の醸成 安全運転管理者等から、「横断歩道は歩行者最優先」を始め、通学路等では、特に安全な速度で進行することや交差点等では確実な安全確認を行うなど、従業員に対する具体的な指導を行い、交通安全意識の醸成を図る。</p> <p>2 横断歩道横断時の交通安全意識の醸成 学校や家庭で、特に児童や高齢者等に対して、「道路を横断するときは付近の横断歩道を利用する」「車両の直前直後や横断禁止場所は横断しない」など具体的な指導を行い、意識の醸成を図る。</p> <p>3 通学路等の横断歩道周辺における見守り活動の推進 スクールゾーン、キッズゾーンや通学路等の横断歩道における幼児・児童の安全を確保するため、行政、警察、交通安全団体等が連携し、見守り活動を推進する。</p> <p>4 運転者講習センターにおける更新時講習等各種講習時の教育の徹底 各種講習受講者に対して、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務など「横断歩道は歩行者最優先」を再認識させるため、教育の徹底を図る。</p> <p>5 交通指導取締りの推進 横断歩行者妨害違反等、横断歩道周辺における交通違反を認めた場合は法令に基づいた適正な取締りを推進する。</p>
細目	ウ	自転車の安全利用の推進
	実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 警察：交通企画課		<p>1 「岐阜県自転車条例」等の周知 令和4年「岐阜県自転車条例」において「自転車損害賠償責任保険等への加入義務」「乗車用ヘルメットの着用努力義務」が施行され、令和5年には道路交通法においても、「乗車用ヘルメットの着用努力義務」となったものの、県内のヘルメット着用率は、令和5年11月現在で26.4%（岐阜県調べ）と依然として低いことから、引き続き、あらゆる機会を通じて「自転車損害賠償責任保険等への加入」「乗車時のヘルメット着用」の周知啓発を推進するとともに、自転車の安全利用についての周知徹底を図る。</p> <p>(1) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 自転車が加害者となる事故や損害賠償費用の啓発など、保険加入の意識付けを図るとともに、関係事業者と連携し、加入の必要性、加入すべき保険の種類など具体的な啓発を行い、加入を促進する。</p> <p>(2) 乗車用ヘルメットの着用促進等 全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用意識を醸成す</p>

1 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

<p>【細目】 ウ 自転車の安全利用の推進</p>	<p>るため、県・市町村・警察など関係機関が連携し、各種啓発活動を積極的に展開し、着用徹底を図る。</p> <p>2 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底 「交通の方法に関する教則」などの周知徹底を図り、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方の普及啓発を強化する。 自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の画面を注視しながらの「ながら乗車」の危険性等について周知・徹底を図る。</p> <p>3 自転車運転者講習制度の適切な運用 自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。</p> <p>4 自転車の安全性の確保 夕暮れ時から夜間の自転車事故防止のため、自転車のライト点灯の徹底と、自転車の両側面等への反射器材の装着を啓発する。</p> <p>5 幼児2人同乗用自転車等の普及促進 安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の利用、幼児用座席のシートベルト着用及びヘルメットの着用について広報啓発を推進する。 また、幼児用座席に乗車できる者が「小学校就学の始期に達するまでの者」であることの周知徹底を図る。</p> <p>6 「自転車の安全利用推進月間」の推進 月間では、自転車の適正利用の啓発を推進し、自転車利用者の交通ルール遵守と交通マナー向上を図り、交通事故と危険・迷惑行為を防止する。</p> <p>7 効果的な周知啓発活動の推進 周知啓発に当たっては、駅やショッピングモールなど多数が往来する場所、多数が来訪するイベント等の機会を捉えた活動など、啓発目的等に合わせた活動を推進することとし、活動に合わせホームページや各種メディアを活用するなど、効果的な周知啓発を推進する。</p>
細目	<p>エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 オ チャイルドシート of 正しい使用の徹底</p>
実施主体	事業計画の概要
<p>県：県民生活課 警察：交通企画課</p>	<p>1 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用の徹底 関係機関・団体と連携し、交通指導取締りや各種講習等及び各種広報媒体等あらゆる機会を活用して着用の徹底を図るとともに、衝突実験映像の視聴やシートベルトコンビンサーによる衝突体験を行うなど、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。</p> <p>2 交通安全教材等の作成 シートベルト着用による被害軽減効果等を紹介する交通安全教材等を作成し、関係団体に提供する。</p>

1 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

<p>【細目】 エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 オ チャイルドシートの正しい使用の徹底</p>	<p>3 チャイルドシートの正しい使用の徹底 チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育所、病院、販売店等と連携した取付け講習会や指導員育成のための研修会などを開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの正しい使用方法についての指導及び広報啓発を図るとともに、着用による被害軽減効果を体験できる参加・体験型の交通安全教育を推進する。 また、6歳以上であっても、シートベルトが適切に着用できない場合には、チャイルドシート又はジュニアシートを使用するよう広報啓発を推進する。</p> <p>4 「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」の推進 「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」を活用し、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用（使用）の徹底を図る。</p>
細目	カ 反射材用品等の普及促進
実施主体	事業計画の概要
<p>県：県民生活課 警察：交通企画課</p>	<p>1 反射材用品等の広報啓発の推進 夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止を図るため、反射タスキの装着や早めのライト点灯、自転車の両側面への反射器材の備えなどについて各種広報媒体を活用して広報啓発を推進する。</p> <p>2 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施 反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。</p> <p>3 反射材用品等の普及促進 反射材用品等の装着について、全年齢を対象として普及を促進し、歩行中の交通事故死者数の高い高齢者に対しては、特に普及を促進する。 衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨する。</p> <p>4 県民交通安全の日を活用した啓発活動の推進 11月の県民交通安全の日を「夕暮れ時の県内一斉街頭啓発活動日」と定め、街頭啓発活動を推進する。</p> <p>5 交通安全ピカピカ運動の推進 夜間に外出する際には、明るい色の服装や反射材用品（夜光タスキ・反射テープ・自転車装着用反射材用品等）を身に付ける習慣付けを図るため「交通安全ピカピカ運動」を推進する。</p>
細目	キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
実施主体	事業計画の概要
<p>県：県民生活課 警察：交通企画課 警察：運転免許課</p>	<p>1 飲酒運転を許さない社会環境づくり 飲酒運転の根絶を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知させるとともに、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者に対する欠格期間の上限</p>

1 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

<p>【細目】 キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進</p>	<p>や、酒気帯び運転に対する違反点数について周知徹底させることにより、飲酒運転の抑止を図る。 酒類製造・販売業者、酒類を提供する飲食店、駐車場経営者等による飲酒運転根絶に向けた自主的な取組みを促進する。</p> <p>2 飲酒運転をなくすための3つの約束 お酒を飲んだら運転しない、運転する人にお酒を飲ませない、お酒を飲んだ人には運転させないを合言葉に、家庭、地域、職場等が一体となった飲酒運転をさせない環境づくりを促進する。</p> <p>3 ハンドルキーパー運動 飲食店へ車で赴く時は、飲酒しない者を決め、その者が他の者の送迎を行う「ハンドルキーパー運動」の普及・実践を図る。</p> <p>4 乗り合わせキャンペーン あらかじめ同一方向に住んでいる人やお酒を飲まない人と、車の乗り合わせや公共交通機関の利用を促進する。</p> <p>5 スリーチェックキャンペーン 「家庭では、二日酔いの確認」「職場では、帰宅手段の確認」「飲食店では、運転者（ハンドルキーパー）の確認」を行う、スリーチェックキャンペーンを促進する。</p> <p>6 運転者教育の推進 自動車シミュレータ、飲酒運転疑似体験ゴーグル等を活用した飲酒運転の危険性の理解を重点とする運転者教育を推進する。</p>
--	---

細目	ク 効果的な広報の実施
----	-------------

実施主体	事業計画の概要
------	---------

<p>県：県民生活課 警察：交通企画課</p>	<p>1 あらゆる媒体を活用した広報</p> <p>(1) 地上デジタルデータ放送による広報 「岐阜県からのお知らせ」（ぎふチャンデータ放送）を通じて、交通安全に関する広報を実施する。</p> <p>(2) ラジオ番組による広報 県政広報番組（随時）や「ハッピードライブ」（ぎふチャンラジオ・月～金曜）等を通じて四季の交通安全運動の推進事項、交通事故状況、交通安全に関する広報を実施する。</p> <p>(3) 機関誌、広報紙、新聞等による広報 市町村、関係機関・団体の機関誌、広報紙や新聞などあらゆる媒体を活用し、四季の交通安全運動等について広報する。</p> <p>2 その他の媒体による広報</p> <p>(1) 広報車・有線放送等による広報 四季の交通安全運動、死亡事故多発時など機会を捉えて、広報車の活用や市町村の有線放送等を活用した広報を実施する。</p> <p>(2) 交通安全情報等による広報 市町村、関係機関・団体に対して、交通安全情報「RAI・REN通信」（警察本部が随時作成）を送信するほか、警察ホームページに掲載するなど、交通関係情報の提供に努める。</p>
-----------------------------	---

1 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

<p>【細目】 ク 効果的な広報の推進</p>	<p>(3) 広告等による広報 広告、電光ニュース、懸垂幕、道路情報板等を活用し、交通安全の啓発を図る。</p> <p>(4) インターネットによる広報 県のホームページに、四季の交通安全運動や各種情報を、県警のホームページに、交通事故の統計分析を掲載し、交通事故防止広報を実施する。</p> <p>(5) ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）による広報 SNSを活用して交通安全、交通死亡事故発生情報等を広報する。</p> <p>(6) 各種イベントによる広報 各種イベントを活用し、交通安全の啓発を図る。</p>
<p>細目</p>	<p>ケ その他の普及啓発活動の推進</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>県：県民生活課 警察：交通企画課 県：学校安全課 中部運輸局岐阜運輸支局</p>	<p>1 「あおり運転」等に関する広報啓発 相手に思いやりの気持ちを持って運転するなどの交通安全意識の高揚や実際に危険な運転者に追われた場合は、安全な場所に避難し、ドアロックをしたうえで110番通報するなど、被害防止のための広報啓発活動を推進する。</p> <p>2 高齢運転者標識の表示の促進 高齢者講習などあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及促進を図るとともに、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等についても広報を行う。 他の年齢層に対し、高齢運転者の特性の理解や高齢運転者標識を表示した自動車に対する思いやり運転など保護意識の高揚を図る。</p> <p>3 夕暮れ時から夜間にかけての時間帯における交通事故防止に係る広報 (1) 夜間は原則ハイビームを使用することや先行車や対向車がいる場合のこまめ切替えなど適正なハイビームの使用法の周知を図る。 (2) 10月から12月における夕暮れ時から夜間にかけての時間帯について、自動車や自転車の早めのライト点灯を促進する。 (3) 歩行者、自転車利用者に対し、視認性の高い明るい服装や反射材用品の活用を促す広報を実施する。 (4) 夜間（日の入りから日の出）の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態及びその危険性を周知する。</p> <p>4 二輪車運転者用プロテクターの普及啓発 運転時のプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携し広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。</p> <p>5 交通事故情報の提供 地理情報システム等を活用した交通事故分析高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信により県民の交通事故防止の意識の啓発を図る。</p> <p>6 自動車の安全性能評価等の提供 自動車の安全性能評価情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法、交通事故の概況等の情</p>

1 交通安全思想の普及徹底

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

<p>【細目】 ケ その他の普及啓発活動の推進</p>	<p>報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車メーカーの情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。</p> <p>7 交通死亡事故多発非常事態宣言等の発令 (1) 県内において交通死亡事故が多発した際、「交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱」の基準に達した場合で会長が発令の必要があると認められた場合は、非常事態宣言等を発令し、地域住民に対し交通安全意識を喚起するとともに、官民一体となって総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することにより、早期に交通死亡事故の発生を抑止する。</p>																		
<p>～ 発令の基準 ～</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常事態宣言</td> <td>県内警報発令によっても効果が現れず、更に厳しい状況となったとき</td> </tr> <tr> <td>県内警報</td> <td>下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき 2以上の圏域において地域警報が発令されたとき 1カ月の県内交通事故死者数が10人に達したとき </td> </tr> <tr> <td>地域警報</td> <td>1カ月の交通事故死者数が下記の基準に達した場合</td> </tr> <tr> <td> 岐阜</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td> 西濃・揖斐</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td> 中濃・可茂</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td> 東濃・恵那</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td> 飛騨</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	非常事態宣言	県内警報発令によっても効果が現れず、更に厳しい状況となったとき	県内警報	下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき 2以上の圏域において地域警報が発令されたとき 1カ月の県内交通事故死者数が10人に達したとき 	地域警報	1カ月の交通事故死者数が下記の基準に達した場合	岐阜	6人	西濃・揖斐	4人	中濃・可茂	4人	東濃・恵那	3人	飛騨	3人	<p>(2) 交通死亡事故非常事態宣言等が発令された場合、各関係機関はあらかじめ具体的に推進すべき事項（マニュアル）に基づき各種交通安全対策を講じる。</p>
種 別	内 容																		
非常事態宣言	県内警報発令によっても効果が現れず、更に厳しい状況となったとき																		
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき 2以上の圏域において地域警報が発令されたとき 1カ月の県内交通事故死者数が10人に達したとき 																		
地域警報	1カ月の交通事故死者数が下記の基準に達した場合																		
岐阜	6人																		
西濃・揖斐	4人																		
中濃・可茂	4人																		
東濃・恵那	3人																		
飛騨	3人																		

(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

実施主体	事業計画の概要
<p>県：県民生活課 警察：交通企画課</p>	<p>1 関係機関・団体等の交通安全活動の促進 自治会、交通安全協会及び自動車関係団体等の民間団体が、交通事故防止に関する広報、安全運転講習会等を実施し、地域住民の交通ルールの遵守、交通マナーの実践を推進するよう指導する。</p> <p>2 コミュニティリーダー（地域のリーダー）の育成 老人クラブ、交通安全女性、幼児交通安全クラブ等の指導者を対象に、県内事故状況や交通事故防止対策の説明及び講演会などを内容とした研修会を実施し、コミュニティ活動等を通じた交通安全活動の活性化とコミュニティリーダーの資質の向上を図る。</p> <p>3 シルバー・セーフティ・アドバイザーの育成 地域において、高齢者を対象に、日常生活を通じて交通安全指導に従事するシルバー・セーフティ・アドバイザーを育成し、地域交通安全活動推進委</p>

1 交通安全思想の普及徹底

(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

	<p>員とともに高齢者事故防止対策を推進する。</p> <p>4 交通安全女性の育成・指導 県交通安全女性協議会を通じて、市町村交通安全女性連絡協議会及び交通安全女性の育成を図るとともに、全国交通安全母の会連合会との連携強化を図る。また、共催事業に対する積極的な取り組みについて指導する。</p> <p>5 交通指導員の育成 県交通指導員連絡協議会を通じて、市町村交通指導員の資質の向上と情報交換を目的とした研修会の開催を支援する。</p> <p>6 民間交通安全指導員等との連携 交通安全ボランティア団体等との連携を積極的に図る。</p> <p>7 高齢者交通安全指導ネットワークの促進 高齢者の交通事故防止を図るため、市町村を単位に関係機関・団体、各種ボランティアを結集してネットワーク化を図る。</p>
--	--

(5) 地域における交通安全活動への住民の参加・協働の推進

実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 警察：交通企画課	<p>地域住民や当該地域への通勤・通学者等が交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識の醸成を図る。</p> <p>行政、民間団体、企業等と住民が連携し、地域の実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。</p> <p>活動においては、住民や道路利用者による「ヒヤリ地図」の作成、交通安全総点検、交通安全市町村計画の活用・広報などのほか、交通安全の取組に地域住民等の意見を反映するよう努める。</p>

2 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の確保

細目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	
実施主体	事業計画の概要	
警察：運転免許課 警察：高速道路交通警察隊	<p>1 運転免許課における具体的事務の推進 県民の利便に配慮した「運転者講習センター」を実現させるための具体的事務を推進する。</p> <p>2 指定自動車教習所等に対する指導監督の徹底 指定自動車教習所等に交通事故分析結果等を積極的に資料提供するとともに、教習水準の維持向上に努めるよう指導監督の徹底を図る。</p> <p>3 初心運転者に対する教育内容の充実 指導員等を重大事故現場等に招致し、自己分析の結果を踏まえた研修を行うなど、初心運転者に対する教育内容の充実を図る。</p>	

2 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の確保

<p>【細目】 ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p>	<p>4 教習資機材の開発・活用 教習生が体験的な教習ができるよう、創意工夫をこらした教習資機材の開発、活用に努めるとともに、教習体制の整備を図る。</p> <p>5 危険要因を基礎とした取得時講習の充実 一般・高速道路における交通事故の実態の分析から把握した、危険要因等を基礎とした取得時講習の充実を図る。</p>
<p>細目</p>	<p>イ 運転者に対する再教育等の充実 ウ 妨害運転等悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>警察：運転免許課</p>	<p>1 処分者講習 危険運転等の悪質・危険な運転者に対しては、運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。</p> <p>(1) 取消処分者講習 免許取消処分を受けた者の運転に関する心理的・性格的運転適性を可能な限り詳細に把握し、受講者が事故や違反を起こすことなく安全に運転することができるよう、個別的、かつ、具体的な指導を行う。</p> <p>(2) 停止処分者講習 運転免許停止処分を受けた者の心理的・性格的適性面での危険性の改善を狙いとして、性格的運転適性検査とこれに基づく安全運転指導等を行い、その効果を高める。</p> <p>2 違反者講習 自らが選択した社会参加活動又は実車講習を行うことにより、運転者としての自覚・自制を促し、危険性を改善するなど運転者としての資質向上を図る。</p> <p>3 初心運転者講習 運転免許取得後1年未満の者が、道路交通法等に違反する行為を犯して一定の基準に該当したときは、車種別に少人数のグループを編成し、グループディスカッション、路上における運転練習、危険予知、回避訓練等を取り入れた講習を行い、その者の自主的な改善努力の機会を与え、不足部分等を補い、矯正する。</p> <p>4 更新時講習 優良運転者、一般運転者、違反運転者及び初回更新者の区分に応じた更新時講習の充実を図る。特に、一般運転者及び違反運転者並びに初回更新者については、地域における交通の状況を踏まえつつ、運転者の心構え、義務といった運転者の資質の向上に関すること及び安全運転に必要な知識等の習熟に努める。</p> <p>5 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等） 70歳以上の者を対象に、身体機能の変化を自覚させるとともに、高齢運転者の事故分析に基づいた安全運転の方法を理解させるための講習を実施する。特に75歳以上の者については、更新時認知機能検査等の結果に基づいた、きめ細かい講習を実施することにより、安全運転の継続を支援する。</p> <p>6 若年運転者講習 特別な教習を修了し、第二種免許・大型免許・中型免許を取得した者が、若年運転者期間内に交通違反をして一定の基準に該当したときは、自動車の</p>

2 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の確保

		運転に必要な適性等について講習を実施し、運転者としての資質向上を図る。
細目	エ 二輪車安全運転対策の推進	
	実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 警察：交通企画課 警察：運転免許課		<ol style="list-style-type: none"> 1 大型二輪車講習及び普通二輪車講習の充実 大型・普通二輪車講習の充実を図るため、指定自動車教習所に対する指導を強化し、講習水準の向上を図る。 2 原付技能講習の積極的開催の働きかけ 指定自動車教習所に対して、普通自動車教習生を対象とした原付技能講習の積極的開催を働きかける。 3 効果的な原付講習の実施 原付免許取得予定者に対しては、原付講習の委託先と連携を密にし、効果的な原付講習を実施する。 4 二人乗りに対する交通安全教育の徹底 各種講習を通じて、自動二輪車の二人乗りに対する正しい技能及び知識の普及に努める。
細目	オ 高齢運転者対策の充実・強化	
	実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 警察：交通企画課 警察：運転免許課 県：公共交通課 県：高齢福祉課		<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢運転者実技講習の実施 65歳以上の普通免許を保有する高齢者に対しては、シルバー・ドライビング・スクールの受講を勧奨する。 2 運転適性診断の実施 C R T 運転適性検査器、対応能力検査機器（点灯くん）、動体視力計による検査に基づいた個別安全運転指導を推進する。 3 自動車シミュレータ等を活用した参加・体験型の交通安全教育の実施 高齢運転者が自己の特性を認識し、安全運転に努めることができるような交通安全教育を実施する。 4 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の普及促進 高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、70歳以上の高齢運転者に対し、高齢者マークの表示の普及促進を図る。 他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢者マークを表示した自動車への思いやり運転等保護意識の高揚を図る。 5 安全運転サポート車の普及促進 安全運転サポート車の体験講習会等を実施するとともに、後付けの急発進等抑制装置の設置等の普及促進を図るとともに装置の限界等機能の周知を図る。

2 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の確保

<p>【細目】 オ 高齢運転者対策の充実・強化</p>	<p>6 運転免許証の自主返納制度等の周知 加齢に伴う身体機能の低下等を自覚する高齢運転者や家族に対して、運転免許の取消し制度(自主返納)や運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、安全運転相談窓口【#8080】の周知と利用促進を図る。</p> <p>7 運転免許証を自主返納した者に対する各種支援措置の整備・拡充と周知 運転免許証を自主返納した高齢者に対する公共交通機関の割引運賃等の支援措置の充実、自治体による持続可能な地域公共交通網の形成に資する整備・拡充に努めるとともに、各種支援施策の周知を図る。</p> <p>8 運転技能検査制度の周知 運転免許更新時において、過去3年以内に一定の違反歴のある75歳以上の高齢運転者に受検が義務付けられた、運転技能検査制度の周知を図る。</p>
<p>細目</p>	<p>カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>県：県民生活課 警察：交通企画課 警察：交通指導課</p>	<p>1 広報啓発の推進 四季の交通安全運動、シートベルト・チャイルドシート着用強調月間(6月、10月)等あらゆる機会を通じて、関係機関・団体と連携し、着用効果、非着用時の危険性等の広報を推進し、全ての座席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用(使用)及び乗車用ヘルメットの着用を推進する。</p> <p>2 シートベルト等着用義務違反の指導取締り強化 上記運動・月間を重点に、シートベルト等着用義務違反に対する指導取締りを推進する。</p> <p>3 シートベルト・チャイルドシート着用(使用)啓発推進事業の推進 JAF(日本自動車連盟)岐阜支部と連携し、シートベルトコンビンサーを活用した衝突体験及びチャイルドシートの正しい装着講習を実施し、全ての座席のシートベルト、チャイルドシート着用(使用)推進を図る。</p>
<p>細目</p>	<p>キ 自動車安全運転センターの活用</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>警察：交通企画課</p>	<p>自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用した高度な運転技能と専門的知識を必要とする安全運転者教育や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の受講を勧奨する。また、地域・職域における無事故・無違反コンクールの参加促進を図る。</p>
<p>細目</p>	<p>ク 自動車運転代行業の指導育成等</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>警察：交通企画課 警察：交通指導課 県：公共交通課</p>	<p>1 実態把握の徹底 営業所への立入検査を計画的に実施し、営業実態の把握に努める。</p>

2 安全運転の確保

(1) 運転者教育等の確保

<p>【細目】 ク 自動車運転代行業の 指導育成等</p>	<p>2 厳正な指導取締りの推進 無免許運転の下命・容認を始め、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無 免許運転等の違法行為を認めた場合には厳正な取締りを行う。</p>								
<p>細目</p>	<p>ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実</p>								
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>								
<p>中部運輸局岐阜運輸支局</p>	<p>1 自動車事故対策機構等において実施する自動車運送事業等に従事する運 転者に対する適性診断については、診断技術の向上及び診断機器の充実を図 るとともに、受診の促進と受診者の利便向上を図るため、毎月第一・第三土 曜日においても適性診断を実施する。 また、その診断結果に基づき適切な助言・指導を行い、運転者に対する安 全運転のための指導教育の充実を図る。</p> <p>○ 令和6年度診断目標</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>バス</td> <td style="text-align: right;">700人</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td style="text-align: right;">500人</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td style="text-align: right;">4,350人</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,500人</td> </tr> </table> <p>2 同機構等において、適齢診断（65歳以上）及び申し出のあった場合に夜間 視力診断を実施し、運転者に対する適性診断の充実を図る。</p>	バス	700人	タクシー	500人	トラック	4,350人	計	5,500人
バス	700人								
タクシー	500人								
トラック	4,350人								
計	5,500人								
<p>細目</p>	<p>コ 危険な運転者の早期排除</p>								
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>								
<p>警察：運転免許課</p>	<p>1 「仮（準仮）停止制度」を始めとする行政処分の迅速・的確な執行 危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため運転免許の「仮（準仮） 停止制度」を積極的に適用し、危険な運転者に対する迅速・的確な処分執行 を行う。</p> <p>2 悪質、危険運転者の早期排除 妨害運転など悪質、危険運転者に対する運転免許の取消・停止処分の迅速 的確な処分執行を行うとともに、処分未執行者の捕捉と早期執行に努める。 また、点数制度による行政処分のほか、「あおり運転」等の悪質・危険な 運転に暴行罪が適用される場合や、「あおり運転」等に起因する暴行、傷害、 脅迫、器物損壊等が認められる場合には、点数制度による処分に至らない場 合であっても、いわゆる危険性帯有による運転免許の効力の停止処分の活用 を図る。</p> <p>3 運転に支障を及ぼす病気の疑いのある者に対する適切な措置 運転に支障を及ぼす病気の疑いのある者を発見した場合は、臨時適性検査 等を積極的に実施し、危険運転者等の早期排除に努める。</p>								

2 安全運転の確保

(2) 運転免許制度の改善

実施主体	事業計画の概要
警察：運転免許課	<p>運転免許更新手続きにかかる負担の軽減を図るため、手続の簡素化を推進するとともに、自動車教習所等と連携して、運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）受講者の受入体制の拡充を図る。</p> <p>運転免許施設における障がい者等のための設備・資機材の整備及び安全運転相談活動の充実を図る。</p>

(3) 安全運転管理の推進

実施主体	事業計画の概要
警察：交通企画課 警察：交通指導課	<ol style="list-style-type: none"> 安全運転管理者等未選任事業所の発見 年間を通じて未選任事業所発見活動を実施し、未選任事業所に対する安全運転管理者選任指導等を強化する。 安全運転管理業務指導 事業所訪問を通じ、交通安全教育等の管理業務の適正な推進を指導する。また、安全運転管理が優良な事業所・関係者の表彰を行う。 研修の受講促進 自動車安全運転センター安全運転中央研修所等において実施される研修への受講を促進する。 自発的な地域参加活動の促進 安全運転管理事業所の青年部会（若年運転者）を中心とした地域の交通安全活動への参加を促進する。 行政措置による再発防止の徹底 事業活動に伴う悪質な積載制限超過、無免許運転等の下命・容認事案等については、自動車の使用者に対する指示及び使用制限等の行政措置を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関との連携を強化して再発防止の徹底を図る。

(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

細目	ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 自動車運送事業等の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講義務の徹底を推進する。 事業者等の安全意識の高揚を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業者等に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図る。

2 安全運転の確保

(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

細目	イ 抜本的対策による飲酒運転、妨害運転等悪質な法令違反の根絶	
	実施主体	事業計画の概要
	中部運輸局岐阜運輸支局	<p>1 飲酒運転の根絶</p> <p>(1) 点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導する。</p> <p>(2) 常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図る。</p> <p>2 妨害運転等悪質な法令違反の根絶</p> <p>スマートフォンの画像を注視したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の運行を妨害し、重大な交通事故につながるような「あおり運転」といった妨害運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。</p>
細目	ウ ICT・自動運転等新技術の普及推進	
	実施主体	事業計画の概要
	中部運輸局岐阜運輸支局	ICTを活用した点呼機器、運行中の運転者の疲労状態を測定する機器等のICT・新技術を活用する機器の導入に対して支援するなどにより、当該機器の普及促進に努める。
細目	エ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策	
	実施主体	事業計画の概要
	中部運輸局岐阜運輸支局	事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取り組みを実施する。
細目	オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策事業目的	
	実施主体	事業計画の概要
	中部運輸局岐阜運輸支局	<p>1 業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえ、現場関係者とも一丸となった事故防止の取組の実施を徹底させる。</p> <p>2 平成28年に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策がまとめられたところ、乗客の死傷事故低減を図るため、フォローアップを行いながら対策を推進する。</p>
細目	カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	
	実施主体	事業計画の概要
	中部運輸局岐阜運輸支局	社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会により事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

2 安全運転の確保

(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

細目	キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図る。 睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、ガイドラインの通知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。 運輸関係団体及び健康保険協会等と連携し、効率的・効果的な健康管理環境の整備方法や健康管理方法を提示するなどにより、事業者の健康管理対策の推進を図る。
細目	ク 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局 岐阜労働局	<ol style="list-style-type: none"> 安全性の確保に努めるため、バス発着場を中心とした街頭検査を実施し、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。 事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。 関係行政機関と連携して、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。 事業者団体等関係団体による指導として、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。
細目	ケ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにする。 「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク制度）を促進する。 安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

2 安全運転の確保

(5) 交通労働災害の防止

細目	ア 交通労働災害の防止
実施主体	事業計画の概要
岐阜労働局 中部運輸局岐阜運輸支局	<p>1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」による対策の徹底</p> <p>(1) 交通労働災害防止のための管理体制等の確立 交通労働災害防止に関する管理者の選任、交通労働災害防止に係る方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善、安全委員会等における調査審議の実施等の管理体制を確立させる。</p> <p>(2) 適正な労働時間等の管理及び走行管理等 適正な走行計画の作成等による十分な睡眠時間等の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施の徹底、点呼等の実施及びその結果に基づく措置の徹底を図る。</p> <p>(3) 教育の実施等 雇い入れ時等の教育及び運転者の安全な運転を確保するための日常教育の徹底、運転者認定制度等の導入の促進を図る。</p> <p>(4) 交通労働災害防止に対する意識の高揚等 ポスターや標語の募集及び掲示、優良運転者表彰、安全大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図る。また、交通事故発生情報等に基づき、交通安全マップを作成し、配布、掲示等により運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を促す。</p> <p>(5) 荷主・元請事業者による配慮等 荷主及び運送業の元請事業者が、実際に荷を運搬する事業者と協働で交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行を確保するよう指導を行う。</p> <p>(6) 過労運転の防止及び健康管理の徹底 健康診断の実施とその結果に基づく措置の徹底を図る。 また、長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者に対する医師による面接指導の実施と、その結果に基づく労働時間の短縮等の適切な事後措置の実施、心身両面にわたる健康の保持増進と運転時の疲労回復措置の実施等について指導を行う。 高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた配置基準の遵守について周知を行う。</p> <p>2 関係行政機関との連携 地域関係機関との連携を図り、交通労働災害防止対策の円滑な推進を図る。</p> <p>3 労働災害防止団体への指導援助 陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部と連携し、「交通労働災害防止対策推進事業」や「陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」の周知を図る。</p>
細目	イ 運転者の労働条件の適正化等
実施主体	事業計画の概要
岐阜労働局 中部運輸局岐阜運輸支局	<p>1 適正な労働時間管理及び賃金制度等の指導 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示</p>

2 安全運転の確保

(5) 交通労働災害の防止

<p>【細目】 イ 運転者の労働条件の適正化等</p>	<p>第7号)に基づく適正な労働時間管理について指導を行う。また、無理な走行の要因となる累進歩合制度等の廃止等賃金制度の改善を図る。</p> <p>2 業界団体への労働時間短縮の推進指導 岐阜県トラック協会等に対する労働時間短縮の推進指導、及び「労働時間管理適正化指導員」の活動を通じて、自動車運転者の労働時間制度の改善を図る。</p> <p>3 関係行政機関との連携 自動車運転者の労働条件を向上させ、交通労働災害の防止を図るため、問題の認められる事業場について陸運関係機関、警察機関との相互通報制度を積極的に活用する。</p>
---------------------------------	---

(6) 道路交通に関する情報の充実

細目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等
実施主体	事業計画の概要
<p>中部運輸局岐阜運輸支局 県：消防課</p>	<p>1 危険物運送事業者に対する指導の強化 危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。</p> <p>2 危険物災害等情報支援システムの充実 危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図る。</p>
細目	イ 気象情報等の充実
実施主体	事業計画の概要
<p>岐阜地方气象台 県：道路維持課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所</p>	<p>1 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。</p> <p>2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等 地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して、地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。</p> <p>(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。</p> <p>(2) 津波警報等の確実な運用 地震計による観測に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。</p>

2 安全運転の確保

(6) 道路交通情報に関する情報の充実

【細目】

イ 気象情報等の充実

その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等更新を適切に行う。

(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時から火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムでわかり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

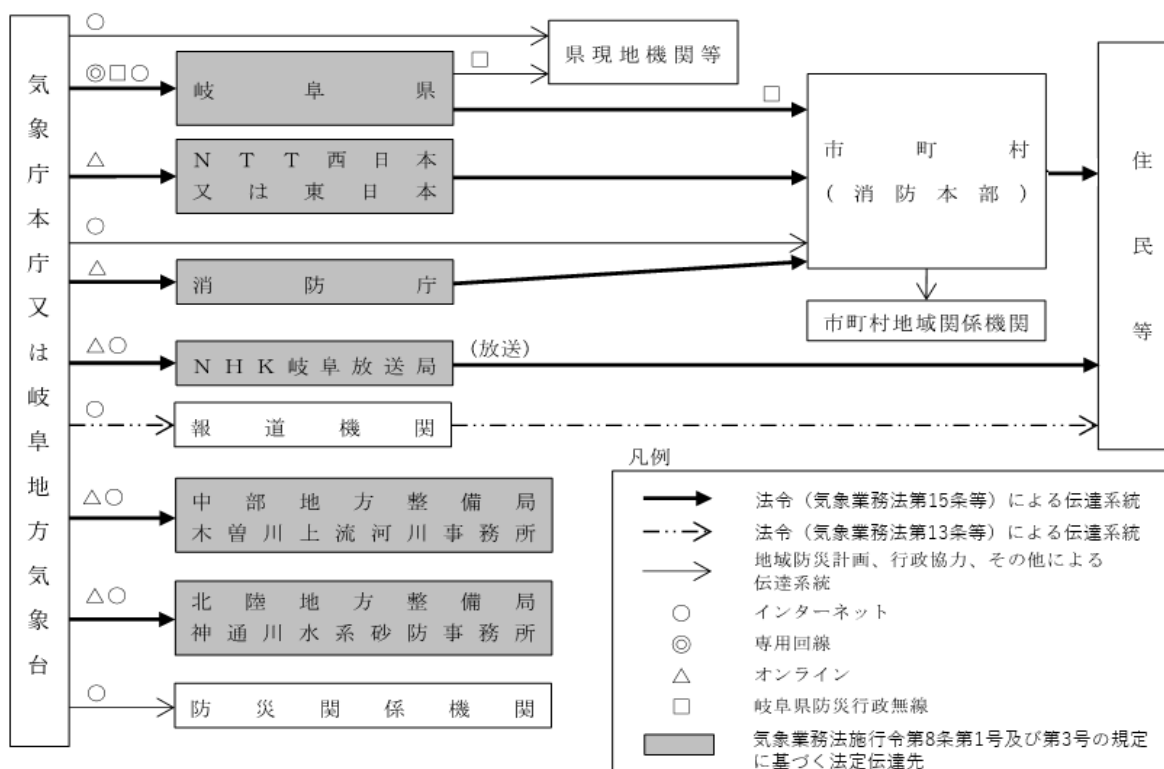
これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速

2 安全運転の確保

(6) 道路交通情報に関する情報の充実

<p>【細目】 イ 気象情報等の充実</p>	<p>かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>4 気象知識等の普及 運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。</p> <p>5 道路情報の提供 道路の積雪状況や路面状況等を収集し、道路利用者に情報を提供する。</p> <p>6 災害発生時における情報提供 災害に伴う交通規制情報、道路交通障害情報等を積極的に収集し、日本道路交通情報センター、各種広報媒体、道路情報板、道路情報ラジオ、ホームページ等により道路利用者に情報を提供する。 また、「道路情報提供システム」により、降雨や災害等による通行規制情報や道路状況画像などをインターネットを通じて提供し、大雨や災害による通行規制情報は携帯電話にもメール配信する。</p>
----------------------------	--

別図 気象警報等の伝達方法・伝達



- 注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

3 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

細目	ア 生活道路における交通安全対策の推進
実施主体	事業計画の概要
県：道路維持課 警察：交通指導課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 こどもや高齢者等が安心して通行できる歩行空間の確保 科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、関係行政機関、地域住民等が連携し、通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組む。 2 生活道路における交通規制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 最高速度時速30キロメートルの交通規制とスムーズ横断歩道、ハンプ、狭さく等の物理的デバイスとの適切な組み合わせにより、交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全、安心な通行空間の整備を推進する。 (2) 道路標識・道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策を実施する。 (3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー法」という。)にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響式信号機、経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩車分離式信号等の整備を推進する。 (4) 道路標識の高輝度化・大型化・自発光化、標識板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等(以下「道路標識の高輝度化等」という。)を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進する。 3 生活道路における交通指導取締り 可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反取締り、横断歩行者妨害等違反取締りなど、効果的な指導取締りを推進する。 4 交通情報提供等による交通円滑化対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外周幹線道路を中心に信号機の改良、光ビーコン・道路情報板等によるリアルタイムの交通情報提供により交通円滑化対策を実施する。 (2) 歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造等による歩行者や自転車の通行を優先するゾーン対策、外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施する。 (3) 通過交通の排除や車両速度の抑制を行うためのハンプ・狭さく等の標準仕様を策定するとともに、ビッグデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を推進する。

3 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

細目	イ 通学路等における交通安全の確保	
	実施主体	事業計画の概要
	県：道路維持課 県：学校安全課 警察：交通指導課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な歩行空間の整備 通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、スムーズ横断歩道、ハンプ・狭さく等の物理的デバイスの設置、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備、信号灯器のLED化・押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充等の対策を推進する。 ○ 通学路の安全確保については、各市町村が策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等からなる推進体制により、定期的な点検と対策のPDCAサイクル（立案、実行、効果検証、反映）を確実に実施する。 2 通学路における交通指導取締り 通学路の安全確保のため、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反取締り、横断歩行者妨害等違反取締りなど、児童・生徒の保護に資する効果的な指導取締りを推進する。
細目	ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	
	実施主体	事業計画の概要
	県：道路維持課 警察：交通指導課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 歩道整備等の推進 「岐阜県福祉のまちづくり条例」の理念を踏まえ、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。 (1) 車いすがすれ違える幅の広い平坦性が確保された歩道の整備、目の不自由な人が安心して歩ける点字ブロック・視覚障がい者用横断帯の設置、段差・傾斜の改善を推進する。 (2) 歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機、エスコートゾーン、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障がい者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。 併せて、高齢者、障がい者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。 2 歩きたくなるような安全で快適な歩行空間の確保 (1) 駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。 (2) バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する信号機の運用の見直しを図る。

3 道路交通環境の整備

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

<p>【細目】 ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備</p>	<p>3 違法駐車車両等の交通指導取締り等</p> <p>(1) 横断歩道、歩道、バス停留所付近における駐車等、歩行の障害となる悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する交通指導取締りを推進する。</p> <p>(2) 高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の放置自転車等の違法駐車について、撤去を行う市町村との連携による交通指導取締りや違法駐車排除に関する広報啓発を推進する。</p>
--	---

(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

実施主体	事業計画の概要
<p>県：道路建設課 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社</p>	<p>高規格道路（※）等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、人優先の道路交通を形成する。</p> <p>（※）高規格道路とは、人流・物流の円滑化や活性化によって我が国の経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るため、主要な都市や重要な空港・港湾を連絡するなど、高速自動車国道を含め、これと一体となって機能する、もしくはこれらを補完して機能する広域的な道路ネットワークを構成する道路。</p>

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

細目	事業計画の概要
<p>ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 イ 事故危険箇所対策の推進 ウ 重大事故の再発防止</p>	<p>1 重大事故現場等の総合的な調査分析と交通安全施策への反映 急ブレーキデータ等のビッグデータを活用するなど、潜在的危険箇所の対策について、検証を行い「岐阜県道路交通環境安全推進連絡会議」「岐阜県交通事故防止対策委員会（※）」等関係機関を中心に、「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。 （※）事故現場等の現地調査を行う委員会（組織・活動内容は別表）</p> <p>2 関係機関に対する調査分析結果（資料）の積極的な提供 道路管理者その他関係機関に対し、岐阜県交通事故防止対策委員会等が行った調査分析結果（資料）を積極的に提供し、交通危険箇所の整備等、交通事故防止対策の推進に資する。</p> <p>3 事故危険箇所対策の推進 事故危険箇所については、警察と道路管理者が連携し、信号機の新設・改良や交通規制の実施、交差点改良、歩道の整備等の交通安全施設の整備、道路標識・道路標示の高輝度化、防護柵やカラー舗装等の交通安全対策など、効果的な交通安全対策を推進する。</p>

3 道路交通環境の整備

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

【細目】

- ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進
- イ 事故危険箇所対策の推進
- ウ 重大事故の再発防止

- 4 重大事故の再発防止
社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに「岐阜県交通事故防止対策委員会」等を活用し、事故要因を調査し、関係行政機関、警察、道路管理者の密接な連携のもと、同様事故の再発防止対策を行う。
- 5 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進
直轄国道の事故対策については、事故の危険性が高い区間などを「事故危険区間」として選定し、県民に事故が起こりやすい危険な箇所としての認識を持ってもらいながら、急ぐべきところから優先的に、事故原因に即した効果の高い対策を実施していく。
また、実施にあたっては、PDCAのマネジメントサイクル(立案、実行、効果検証、反映)に基づき、継続的に推進する。

〔別表〕

岐阜県交通事故防止対策委員会

(1) 交通事故現地調査基準

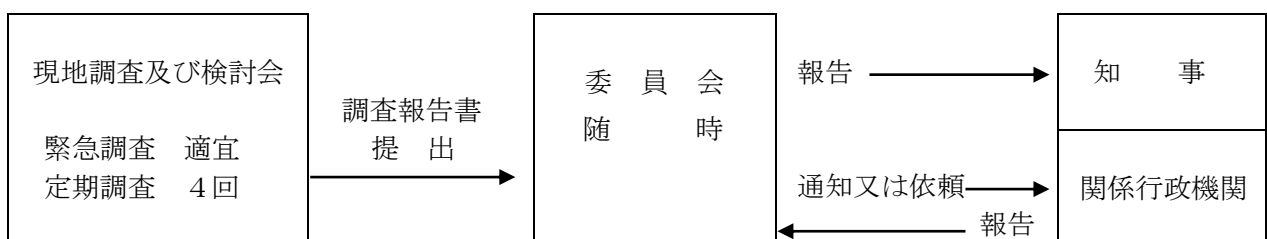
	実施するとき	調査箇所	摘要
緊急調査	重大事故が発生したとき(できるだけ早い段階に)	重大事故発生地点	① 同一場所で連続して発生した死傷交通事故 ② 相当な社会的反響が予想される交通事故 ③ その他、委員長が特に必要と認めた交通事故
	非常事態宣言等が発令されたとき	非常事態宣言等が発令された区域内	発令に至った交通死亡事故で、委員長が必要と認めた箇所、場所、区域、路線等
定期調査	3ヶ月ごと	交通事故多発場所	① 過去1年における交通事故発生件数が概ね20件以上 ② 交通事故多発又は、重大事故の発生が予想される危険場所で、特に委員長が必要と認めた場所

(2) 組織

- ・委員長：環境生活部長
- ・副委員長：県土整備部長・警察本部交通部長
- ・顧問：学識経験者
- ・委員：21人(国関係4人、県関係17人)
- ・その他現地調査員：11人(国関係4人、県関係7人)

(3) 活動

- ・委員会 随時開催
- ・現地調査 重大事故が発生したとき(緊急調査)、3ヶ月に1回(定期調査)



3 道路交通環境の整備

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

細目	エ 幹線道路における交通規制
実施主体	事業計画の概要
<p>警察：交通規制課 警察：高速道路交通警察隊</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般道路における交通実態に即した交通規制の見直し・適正化 一般道路の交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。 2 高速自動車国道等における交通規制 新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、適正な交通規制を実施する。 既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを行う。 特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進する。 3 天候不良時等における臨時交通規制の実施 交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時（現場における）交通規制を迅速・的確に実施し、二次事故の防止を図る。
細目	オ 適切に機能分担された道路網の整備
実施主体	事業計画の概要
<p>県：道路建設課 県：道路維持課 県：都市整備課 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全性の高い高規格道路等の整備 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させる。 また、通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。 2 居住地域及び商業地域における道路整備の推進 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるとともに、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を推進する。また、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等による車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。 3 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系の確立 道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点へのアクセス道路の整備等を推進し、県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立する。

3 道路交通環境の整備

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

細目	カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進
実施主体	事業計画の概要
<p>警察：交通規制課 警察：高速道路交通警察隊 中日本高速道路株式会社</p>	<p>1 事故多発区間の対策</p> <p>(1) 事故多発区間について、雨天、夜間等の事故要因の詳細な分析を行い、これに基づき中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施する。</p> <p>(2) 逆走及び歩行者、自転車等の立入り事案による事故防止のため、標識や路面標示等による対策の拡充に加え、錯視効果を応用した路面標示やセンサーによる検知・警告設備等の対策を実施するとともに、画像認識技術を活用した路車連携技術の開発等を推進する。</p> <p>(3) 渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板の効果的な活用を推進するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行うなど、総合的な事故防止対策を推進する。</p> <p>(4) 高速自動車国道等におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。</p>
細目	キ 道路の改築等による交通事故対策の推進
実施主体	事業計画の概要
<p>県：道路建設課 県：道路維持課 県：都市整備課 中部地方整備局 各国道事務所</p>	<p>1 道路交通の安全に寄与する道路の改築事業の推進</p> <p>(1) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路におけるハンプや狭さくの設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車通行帯、自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。</p> <p>(2) 交差点及びその付近においては、交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。</p> <p>(3) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図った交通の安全の確保に資するため、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐車対策等の推進を図る。</p> <p>2 地域の状況に即した整備の推進</p> <p>(1) 商業系地区等においては、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、自転車通行帯、自転車専用通行帯等の整備を推進する。</p> <p>(2) 交通混雑が著しい市街地、鉄道駅周辺等においては、人と車の交通を体系的に分離するとともに歩行空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を推進する。</p> <p>(3) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区においては、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。</p>

3 道路交通環境の整備

(3) 幹線道路における交通安全対策の推進

細目	ク 交通安全施設等の高度化	
	実施主体	事業計画の概要
	県：道路建設課 県：道路維持課 県：都市整備課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 交通信号機の改良 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、信号灯器のLED化を推進する。 また、右折車の事故を防止するため右折車両分離信号機の導入を検討する。 高度な安全システムの整備 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。また、見通しの悪いカーブで、対向車が接近してくることを知らせる対向車接近表示システムの整備を推進する。

(4) 交通安全施設等の整備事業の推進

細目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理	
	実施主体	事業計画の概要
	警察：交通規制課	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全施設等の老朽化対策が問題となっており、平成25年に策定された「インフラ長寿命化基本計画」令和3年に策定された「警察庁インフラ長寿命化計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。 横断歩道等の道路標識・標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由により、効用が損なわれないように効率的かつ適切な維持管理を行う。
細目	イ 生活道路対策及び歩行者・自転車対策の推進	
	実施主体	事業計画の概要
	県：道路維持課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所 中部運輸局岐阜運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 安全・安心な歩行空間の確保 生活道路においては、人優先の考えの下、「ゾーン30プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な安全対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。 安全な通行空間の確保 自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。自転車と通行空間を共有することとなる特定小型原動機付自転車等を見据え対応を図る。

3 道路交通環境の整備

(4) 交通安全施設等の整備事業の推進

細目	ウ 幹線道路対策の推進 エ 交通円滑化対策の推進
実施主体	事業計画の概要
県：道路維持課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所	1 幹線道路対策の推進 (1) 信号機の高度化 交通状況が悪化している区間・地点を重点に、集中制御化、系統化、感応化等信号制御機能を向上させる。また、信号機については、地域住民等の設置要望を勘案のうえ、信号機の設置指針に基づいて真に必要な場所に計画的な整備を推進する。 (2) 交通情報及び道路情報の収集・提供装置の整備充実 交通情報を収集し、適切な交通流・量の配分・誘導や道路を常時良好な状態に保ち安全で円滑な交通を確保するため、車両感知器等の道路情報の収集・提供装置の整備充実を図る。 (3) 案内標識の整備 主要幹線道路の交差点及び交差点付近における大型案内標識や交差点道路標識の整備を積極的に推進する。 (4) 簡易パーキング（道の駅を含む）の整備 道路利用者の安全で快適な走行を確保するために、道の駅を含む簡易パーキング（自動車駐車帯等）の整備を図る 2 交通円滑化対策の推進 信号機の改良、交差点の立体化、いわゆる「開かずの踏切」の解消等を推進するほか、駐車対策の実施により、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。
細目	オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現
実施主体	事業計画の概要
警察：交通規制課	1 交通管制システムの充実・改良 複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図る。 2 最先端の情報通信技術等の活用 高度化光ビーコンの整備、交通管制センターの改良等により新交通管理システム（UTMS（※））を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充や自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。 (※) UTMSとは、光ビーコンを用いた個々の車両と交通管制システムとの双方向通信等の高度な情報通信技術により、「安全、快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を、目指すシステム。

3 道路交通環境の整備

(4) 交通安全施設等の整備事業の推進

細目	カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 キ 連絡会議等の活用
実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 県：道路維持課 警察：交通企画課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所	1 道路交通環境整備への住民参加の促進 (1) 地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。 (2) 「標識BOX」「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等の意見を道路交通環境の整備に反映する。 2 連絡会議等の活用 「岐阜県道路交通環境安全推進連絡会議」や「岐阜県交通事故防止対策委員会」等を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実

実施主体	事業計画の概要
県：公共交通課 中部地方整備局 各国道事務所 警察：交通企画課 警察：交通規制課	1 高齢者等の事故防止や移動手段の確保などに資する、最寄駅と目的地を結ぶラストマイル自動運転や中山間地域における自動運転サービスを始めたこと、地域の自動運転サービスの社会実装を推進する。 2 公共交通等による移動の利便性を向上させる新たなモビリティサービスであるMa a Sについて、地域課題の解決に資するMa a Sのモデル構築やMa a Sの普及に必要な基盤づくりへの支援を行うことで県内への普及を促進し、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保・充実を図る。

(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化

実施主体	事業計画の概要
県：道路建設課 県：道路維持課 中部地方整備局 各国道事務所 警察：交通規制課 県：高齢福祉課 県：障害福祉課 県：公共交通課	1 安全・安心な歩行・通行空間の確保 生活道路においては、「ゾーン30プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な安全対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行者空間の連続的・面的なバリアフリー化を積極的に推進する。 また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

(7) 無電柱化の推進

実施主体	事業計画の概要
県：道路建設課 県：道路維持課 県：都市整備課 中部地方整備局 各国道事務所	1 安全で快適な通行空間の確保の観点から、「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止や既設電柱の占用制限等を盛り込んだ、新たな無電柱化推進計画を策定し、関係機関と連携して無電柱化を推進する。 2 幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止や、既設電柱の占用制限を実施するとともに、地上機器の小型化による歩行者の安全性の確保などの取組みにより、無電柱化を推進する。

3 道路環境の整備

(8) 効果的な交通規制の推進

実施主体	事業計画の概要
警察：交通規制課	<p>1 生活環境に応じた速度規制 最高速度規制が交通実態に即した合理的なものか、点検・見直しを図るとともに、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進し、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。</p> <p>2 きめ細かな駐車規制 必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、自動二輪車及び特定小型原動機付自転車、集配中の貨物自動車に対する駐車禁止除外区域の指定等、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>3 信号制御の運用改善 歩行者・自転車の横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押ボタン式信号の改善を行うなど、より安全に横断できるよう信号表示の調整等の運用改善を推進する。</p> <p>4 交通規制データベース化の推進 交通規制情報のデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。</p> <p>5 規制標識の改善 訪日外国人等が理解できるよう、規制標識「一時停止」等の新設または更新に際しては、英字を併記したものの整備を推進する。</p>

(9) 自転車利用環境の総合的整備

細目	事業計画の概要	
	実施主体	事業計画の概要
ア	安全で快適な自転車利用環境の整備	
イ	自転車等の駐車対策の推進	
	県：県民生活課 県：道路建設課 県：道路維持課 県：都市整備課 警察：交通規制課 中部運輸局岐阜運輸支局 中部地方整備局 各国道事務所	<p>1 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>(1) 自転車道、普通自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークを整備する。</p> <p>(2) 市町村における自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。</p> <p>(3) 普通自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。</p> <p>2 自転車等の駐車対策の推進</p> <p>(1) 市町村における自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進する。</p> <p>(2) 自転車等の駐車需要の多い地域、今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に、自転車駐車場等の整備を推進する。 また、鉄道事業者に対し、自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体等との協力体制の整備に努める。</p>

3 道路交通環境の整備

(9) 自転車利用環境の総合的整備

<p>【細目】 ア 安全で快適な自転車利用環境の整備 イ 自転車等の駐車対策の推進</p>	<p>(3) 鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、関係機関が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、条例を制定するなどして、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。 特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障がい者等の移動の円滑化のため、広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。</p>
---	---

(10) I T S の活用

<p>細目</p>	<p>ア 道路交通情報通信システムの整備 イ 新交通管理システムの推進 ウ 交通事故防止ための運転支援システムの推進 エ E T C 2. 0 の展開 オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>中部地方整備局 各国道事務所 東海総合通信局 警察：交通規制課 中日本高速道路株式会社</p>	<p>1 道路交通情報通信システムの整備・普及 リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（V I C S）の整備を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載器の普及を図る。</p> <p>2 新交通管理システム（U T M S）の推進 高度化光ビーコンの機能を活用してU T M Sの整備を行い、I T Sを推進する。</p> <p>3 交通事故防止のための運転支援システムの推進 交通管制システムのインフラ等を高度化して、信号情報活用運転支援システム（T S P S）の整備拡充を推進する。</p> <p>4 E T C 2. 0 の展開 (1) E T Cの通信技術をベースとしたE T C 2. 0サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。 (2) E T C 2. 0対応カーナビ及びE T C 2. 0車載器により、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報提供サービスを提供する。</p> <p>5 道路運送事業に係る高度情報化の推進 公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進めるため、公共車両優先システム（P T P S）及び車両運行管理システム（M O C S）の整備を検討する。</p>

3 道路交通環境の整備

(11) 交通需要マネジメントの推進

細目	ア 公共交通機関利用の促進
実施主体	事業計画の概要
県：道路建設課 県：公共交通課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所	1 輸送効率の向上と交通量の時間的・空間的平準化の推進 バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進、情報提供の充実、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を推進する。 2 バス運行の円滑化対策の推進 バスの定時運行を確保し、マイカーから路線バス等大量公共輸送機関に交通手段を転換させるため、バス路線及び近隣道路の交通規制を見直すとともに、公共車両優先システム（PTPS）、バス専用・優先レーン等の設置を検討する。 3 公共交通機関利用促進施策の推進 低床バス車両の導入を促進する。
細目	イ 貨物自動車利用の効率化
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	共同輸配送システムの構築、置き配や宅配ボックスの活用、車両運行管理システム（MOCS）の導入等を促進する。

(12) 災害に備えた交通環境の整備

細目	ア 災害発生に備えた道路の整備
実施主体	事業計画の概要
県：道路建設課 県：道路維持課 中部地方整備局 各国道事務所	1 防災施設の整備 山間地等の道路の危険箇所については、落石、崩土、雪崩等による事故を防止するため、落石防護柵等の施設の設置を推進する。 地域の防災拠点等に位置付けられた「道の駅」の防災機能強化を推進する。 2 橋梁耐震対策の推進 東海・南海、南海トラフの巨大地震等の発生が懸念されることから、橋脚の倒壊や落橋といった甚大な被害が発生しないよう、計画的に耐震対策を推進する。 県管理道路では、緊急輸送道路の他、跨線橋や跨道橋、長期の通行不能が発生した場合に社会的影響の大きい等の利用状況や必要性から特に重要な橋梁について、地震による損傷が限定的にとどまり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保するための耐震対策を推進する。 3 道路交通の危険箇所の防災事業の推進 多発する道路災害の実状に鑑み、「H8全国一斉道路防災総点検」等の結果に基づき、道路の危険箇所について、早急に解消し、安全で良好な道路交通の確保を図る。

3 道路交通環境の整備

(12) 災害に備えた道路交通環境の整備

細目	イ 災害に強い交通安全施設等の整備	
	実施主体	事業計画の概要
	警察：交通規制課	交通安全施設の整備等 (1) 交通管制センター、交通監視カメラ、交通情報板等の交通安全施設や通行止め等に使用する交通規制資器材の整備を推進する。 (2) 停電による信号機能停止を防止する信号機電源付加装置や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。
細目	ウ 災害発生時における交通規制	
	実施主体	事業計画の概要
	県：道路維持課 警察：交通規制課 警察：高速道路交通警察隊 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社	1 迅速かつ的確な交通規制 災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保するとともに、混乱を最小限に抑えるため交通監視用カメラ、道路監視用カメラ、道路情報板等の交通安全施設を効果的に活用して、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。 2 交通規制情報の収集・提供 被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や迂回路情報等の交通規制等に関する情報を的確に収集・提供する。
細目	エ 災害発生時における情報提供の充実	
	実施主体	事業計画の概要
	県：消防課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社	1 緊急交通路、緊急輸送道路等の確保 道路利用者等へ道路の被災状況、道路交通状況を迅速・的確に収集・分析・提供することにより、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保に努める。 2 道路緊急ダイヤルへの通報促進 早期の情報収集に役立てるため、道路の異状を発見した道路利用者等からの、道路緊急ダイヤル（#9910）による通報の促進を行う。 3 交通規制等情報の提供促進 地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置、通信施設、道路管理情報システム等の整備を推進し、インターネットやメール等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進するとともに、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、迂回路情報等の交通規制等に関する情報も的確に提供する。

(13) 総合的な駐車対策の推進

細目	ア きめ細かな駐車規制の推進 イ 違法駐車対策の推進	
	実施主体	事業計画の概要
	警察：交通指導課 警察：交通規制課	1 駐車規制の見直し 地域住民等の意見要望等を踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車や特定小型原動機付自転車の駐

3 道路交通環境の整備

(13) 総合的な駐車対策の推進

<p>【細目】 ア きめ細やかな駐車規制の推進 イ 違法駐車対策の推進</p>	<p>車需要等にも配慮し、集配中の貨物自動車に対する駐車禁止除外区域指定等、交通実態等に応じた規制緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>2 違法駐車取締り強化</p> <p>(1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた効果的な取締りを推進する。</p> <p>(2) 運転者の責任を追及できない放置駐車車両について、当該車両の使用者に対して放置違反金納付命令を徹底する。さらに繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対して、車両の使用制限命令を推進する。 他方、交通事故の原因となった違反車両は、運転者の責任追及を徹底する。</p>
細目	ウ 駐車場等の整備
実施主体	事業計画の概要
<p>県：道路維持課 県：都市政策課 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社</p>	<p>1 駐車場整備地区の都市計画決定 交通計画、土地利用計画に応じた適切な駐車対策を行うため、自動車交通が混雑する地区等において、市町村が行う駐車場整備地区の都市計画決定の助言を行う。</p> <p>2 駐車場整備計画の策定 駐車場整備地区の駐車場整備目標量を明らかにし、その官民分担を明らかにした上で、必要となる路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策を立案する。</p> <p>3 附置義務駐車場条例の制定 建築物を新・増築するものに対して、その建築物の大きさに、ある一定規模の割合での駐車場の整備を条例で義務付けることにより、民間駐車場の整備を促進する。</p> <p>4 「道の駅」の活用 「道の駅」を活用した休憩サービスの提供等高速道路外の休憩施設等の活用を推進する。</p>
細目	エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚
実施主体	事業計画の概要
<p>警察：交通企画課 警察：交通指導課</p>	<p>1 広報啓発活動の実施 各種会合、講習会等のあらゆる機会やインターネット、ラジオ等の広報媒体を活用して、違法駐車の排除、放置違反金制度及び自動車の保管場所の確保等に関する広報啓発活動を行う。</p> <p>2 地域交通安全活動推進委員の活動に対する支援 地域交通安全活動推進委員に対して、違法駐車に起因する交通事故、交通渋滞の実態等、違法駐車の危険性・迷惑性についての資料提供を行い、その活動を支援する。</p> <p>3 自治体に対する資料提供・働きかけ 自治体に対し、違法駐車排除等の資料提供を行う。</p>

3 道路交通環境の整備

(13) 総合的な駐車対策の推進

細目	オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	
	実施主体	事業計画の概要
	県：都市政策課 警察：交通企画課 警察：交通指導課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所	下記の積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想の見直しの推進 ○ 自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進 ○ 自治体や道路管理者による路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の働きかけの推進 ○ 違法駐車に対する交通指導取締りの推進 ○ 自動二輪車及び特定小型原動機付自転車、集配中の貨物自動車に対する駐車禁止除外指定区域の指定等、必要適切な交通規制等の推進

(14) 道路交通情報の充実

細目	ア 情報収集・提供体制の充実	
	実施主体	事業計画の概要
	県：道路維持課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社 東海総合通信局	1 道路情報提供装置等の整備 交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。 2 交通管制システムの充実・高度化等 交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進する。 3 V I C SやE T C 2.0の整備・拡充 高度道路交通システム（I T S）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（V I C S）やE T C 2.0の整備・拡充を積極的に図る。 4 コミュニティ放送局の普及促進 カーラジオ等のFMラジオを通じて、地域住民や観光客等へ当該地域に密着したきめ細かい道路交通情報の提供が可能なコミュニティ放送局の普及促進を図る。
細目	イ I T Sを活用した道路交通情報の高度化	
	実施主体	事業計画の概要
	中部地方整備局 各国道事務所 警察：交通規制課 東海総合通信局	1 道路交通情報通信システムの整備・普及 リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するV I C Sの整備を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載器の普及を図る。 2 E T C 2.0の展開 (1) E T Cの通信技術をベースとしたE T C 2.0サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。

3 道路交通環境の整備

(14) 道路交通情報の充実

<p>【細目】 イ ITSを活用した道路 交通情報の高度化</p>	<p>(2) ETC2.0対応カーナビ及びETC2.0車載器の普及により、渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報を提供するETC2.0サービスを推進し、情報提供の高度化を図り、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑を推進する。</p>
<p>細目</p>	<p>ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>県：道路維持課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所</p>	<p>予測交通情報を提供する事業者の届出制度、不正確又は不適切な予測交通情報の提供により道路における交通の危険や、混雑を生じさせた事業者に対する是正勧告措置等を規定した「道路交通法及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針」（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。</p>
<p>細目</p>	<p>エ 分かりやすい道路交通環境の確保</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>県：道路維持課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社</p>	<p>1 分かりやすい案内標識の整備 時間別・車種別等の交通規制の実効性を図るための標識の整備及び利用者ニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。</p> <p>2 国際化への対応 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善や英語併記が可能な規制標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努める。</p>

(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

<p>細目</p>	<p>ア 道路使用及び占用の適正化等</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>県：道路維持課 警察：交通規制課 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社</p>	<p>1 道路使用及び占用の適正化 工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。</p> <p>2 不法占用物件の排除 (1) 道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。 (2) 不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。 (3) 道路工事調整等を効果的に行うため、コンピュータ・マッピング・システムの更なる充実及び活用の拡大を図る。</p>

3 道路交通環境の整備

(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

<p>【細目】 ア 道路使用及び占有の適正化等</p>	<p>3 道路の掘り返しの規制等 道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しによる交通渋滞や、これに起因する交通事故を防止するため、「岐阜県道路工事および地下埋設工事等連絡協議会」等により関係企業者と密接な連絡調整を図るとともに、適切な施工がなされるよう指導監督を強化する。 さらに、掘り返し防止の抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。</p>
細目	イ 休憩施設等の整備の推進
実施主体	事業計画の概要
<p>県：道路建設課 県：道路維持課 中部地方整備局 各国道事務所</p>	<p>過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を推進するとともに、これに伴う注意喚起看板や休憩施設などへの案内看板等の設置に努める。</p>
細目	ウ 子供の遊び場等の確保
実施主体	事業計画の概要
<p>県：都市公園課 県：子育て支援課 県：学校安全課</p>	<p>1 公園の整備 (1) 街区公園の設置にあたっては、児童の遊戯・運動の利用に配慮し、遊戯施設、広場、休養施設などを有する公園として整備を行い、最も身近な公園としての機能を発揮できるよう配置を進める。 (2) 児童が安全かつ快適に遊戯・運動ができる公園が設けられるよう、計画の際、子供の遊び場不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止等にも留意するなど、市町村に指導及び助言する。</p> <p>2 教育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進 繁華街、小住宅集合地域、交通頻繁地域等、子供の遊び場等の環境に恵まれない地域又はこれに近接する地域等に、幼児及び小学校低学年児童の遊び場となる児童館及び児童遊園を設置・運営するとともに、公立の小学校、中学校及び高等学校の校庭及び体育施設、社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図る。</p>
細目	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限
実施主体	事業計画の概要
<p>県：道路維持課 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社 警察：交通指導課 警察：交通規制課 警察：高速道路交通警察隊</p>	<p>1 道路法に基づく通行禁止等の実施 台風、異常気象等道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を実施する。</p> <p>2 車両制限令等違反車両の取締りの推進 車両の大型化に伴い重量等の違反車両が増加しており、これらの車両制限令等違反車両に対して、関係機関の合同取締りを実施するなど、連携した指導・取締りをより一層強化するとともに、取締り機器の充実を図り、法令遵守の啓発活動、講習会の開催、反復違反者に対する適切な制限外積載許可申請方法を教示していく。</p>

3 道路交通環境の整備

(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

<p>【細目】 エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限</p>	<p>3 その他道路構造等による通行の制限 中央自動車道恵那山トンネル及び東海北陸自動車道飛騨トンネルは、長大トンネルであり特殊な構造となっているため、トンネル内で危険物の爆発等の事故が発生した場合、トンネル構造に多大な損害を与えることや通行者救出の困難性等から、重大な被害が発生することが予想されるため、危険物積載車両の通行禁止又は制限を実施する。</p>
細目	オ 地域に応じた安全の確保
実施主体	事業計画の概要
<p>県：道路維持課 中部地方整備局 各国道事務所 中日本高速道路株式会社 警察：交通規制課</p>	<p>1 積雪・凍結防止対策の整備 積雪寒冷特別地域においては、積雪・凍結路面对策として、除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪の実施、凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。</p> <p>2 大雪が予想される場合の道路利用者に対する早めの道路交通情報の提供 大雪が予想される場合には道路利用者に対し、通行止めの可能性、広域迂回や出控えの呼びかけなど、道路情報板への表示やSNS等様々な手段を活用して幅広く注意喚起を図るとともに、滞留が発生した場合には、滞留者に対して、直接、定期的に、除雪作業や滞留排出の進捗、通行止めの解除見通し等を情報提供する。</p> <p>3 道路情報提供装置等の整備 気象、路面状況等に関する情報を収集し、道路利用者へ提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。</p>

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

細目	<p>ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化 (ア) 車両の安全対策の推進</p>
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<p>1 車両の安全対策の推進方針 車両の安全対策については、令和2年度における交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会技術安全ワーキンググループの審議結果を踏まえて実施する。</p> <p>2 PDCAサイクルによる車両安全対策の継続的な実施及び拡充・強化 事故実態の把握・分析、安全対策に関する方針、対策の具体的内容の検討、事前効果評価・事後効果評価といった一連の流れを継続的に実施する。さらに、このPDCAサイクルによる検討を充実させることを通じて、車両の安全対策の一層の充実・強化を図る。</p> <p>3 事故実態の把握・分析の高度化・詳細化 事故実態の把握・分析においては、従前のマイクロデータおよびマイクロデータに加え、車載式の記録装置であるドライブレコーダーやイベントデータレコーダー（EDR）等の情報に関し一層の活用を検討するとともに、これに合わせ医療機関の協力により乗員等の傷害状況も詳細に</p>

4 車両の安全の確保

(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

<p>【細目】 ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化 (ア) 車両の安全対策の推進</p>	<p>把握し、事故による傷害発生メカニズムを詳細に調べる等取組を検討する。</p> <p>4 車両の安全対策の推進の流れについての検討結果の公表 車両の安全対策の推進に係る一連の流れの中においては、高齢化のより一層の進行等社会情勢の変化、自動車使用の態様の変化、新技術の開発状況等について勘案しつつ検討を行うとともに、その検討結果については公表し、透明性を確保する。</p> <p>5 先進安全技術を活用した予防安全対策 車両安全対策を推進する取組みの一環として、安全基準の拡充・強化等と先進安全自動車(ASV)の開発・普及、ユーザーに対する自動車アセスメント情報の提供等の総合的かつ有効な連携の一層の強化を図る。</p>
細目	<p>ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化 (イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化</p>
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<p>自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、事故防止を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合において乗員等の保護を行うための被害軽減対策、事故後の火災等の二次災害が起こることを防止するための災害拡大防止対策などそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図る。</p> <p>1 道路交通の安全確保を図るための積極的な検討 ・死者に占める割合が高い歩行者・高齢者を保護する対策 ・交差点における右折時等の様々な衝突形態に対応した対策 ・交通事故を未然に防止する先進安全技術の開発促進等を行うことにより、安全な車両の開発等を推進することにつき、積極的に検討し、道路交通の安全確保を図る。</p> <p>2 自動車の安全性の向上を図る取組み ・自動車の周辺視界の更なる確保 ・歩行者保護に係る安全対策の強化 ・安全運転支援としての自動操舵技術や特に衝突した際の被害が大きい大型車にも搭載する衝突被害軽減ブレーキなどの性能向上 ・電気自動車や燃料電池自動車に搭載されるバッテリー等更なる安全確保 ・技術の進展に伴い登場する多様なモビリティの安全対策等を行うことにより、自動車等に係る安全性の向上を図る。</p>
細目	イ 先進安全自動車(ASV)の開発・普及の推進
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<p>1 先進安全自動車(ASV)の普及の促進 先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載したASVについて、産官学の協力によるASV推進検討会の下、車両の開発・普及の促進を図る。 技術進展や事故データを踏まえ、先進技術の利用や地図情報と連携した先進安全技術に係る技術指針等の高度化を行い、引き続きASVの開発・</p>

4 車両の安全の確保

(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

<p>【細目】 イ 先進安全自動車(ASV)の開発・普及の推進</p>	<p>普及促進を図る。</p> <p>2 ASVに関する理解醸成の取組 安全運転の責任は一義的には運転者にあることから、運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進する。</p>
細目	ウ 高齢者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<p>高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転する場合の安全対策として、安全運転サポート車の性能向上・普及促進等の車両安全対策を推進する。</p>

(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<p>1 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組みの促進 地方部における高齢者等の移動に資する無人自動運転移動サービス車両の実現に向けて、車両の安全性を確保するために、実証実験を促進する。</p> <p>2 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえよう取組を推進する。</p> <p>3 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進 自動運転車の事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運転者の対応状況等様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明及び再発防止に努める。</p>

(3) 自動車アセスメント情報の提供等

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<p>1 自動車アセスメント事業の推進 自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。これにより、自動車ユーザーの選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進する。</p> <p>2 チャイルドシートの普及拡大 チャイルドシートについても、型式ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。</p> <p>3 保守管理参考情報の提供 継続検査時に、整備工場の自動車検査員が整備を必要とすると判断した装置と部位について、「自家用乗用車の型式別点検結果(ストロング・ウィークポイント)」として取りまとめ、これを自動車使用者の保守管理の参考情報として定期的に提供する。</p>

4 車両の安全の確保

(4) 自動車の検査及び点検の充実

細目	ア 自動車の検査の充実	
	実施主体	事業計画の概要
	中部運輸局岐阜運輸支局	<p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車検査の高度化 <p>近年急速に普及している衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術の機能維持を図るために、現在の外観確認やブレーキテスト等の測定器を中心とした検査に加え、車両に搭載された車載式故障診断装置（OBD）に記録された不具合の情報を読み取ることによる機能確認を実施するなど、自動車検査の高度化を図る。</p> 2 検査体制の整備等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 独立行政法人自動車技術総合機構と連携し、検査が指定自動車整備事業者等において確実に行われるよう努める。 (2) 不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入調査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。 3 指定自動車整備事業の適正な運営の指導強化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。 (2) 軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査体制の充実強化を図る。
細目	イ 自動車点検整備の充実 (ア) 自動車点検整備の推進	
	実施主体	事業計画の概要
	中部運輸局岐阜運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車点検整備推進運動の推進 <p>自動車ユーザーの保守管理意識を高揚させ、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全県的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。</p> 2 保守管理の指導徹底 <p>自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。</p> 3 車両不具合による事故の再発防止 <p>車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p>

4 車両の安全の確保

(4) 自動車の検査及び点検の充実

<p>【細目】 イ 自動車点検整備の充実 (ア) 自動車点検の整備の推進</p>	<p>4 公害防止、環境保全の推進 公害防止、環境保全のため、自動車から大気中に排出されるガスの濃度を街頭検査にて測定する。</p> <p>5 車輪脱落事故防止対策の推進 大型車の車輪脱落事故を防止するため、改正点検基準に従い、ホイール・ボルトの点検を行うよう、整備事業者、自動車使用者等に対し、研修会等により指導を図る。</p> <p>6 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施 自動車の安全性の確保のため、日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施について、整備主任者、整備管理者等に対する研修会等により指導を図る。</p>
細目	<p>イ 自動車点検整備の充実 (イ) 不正改造車の排除</p>
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<p>暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正改造の防止及び不正改造車の排除を図るため、自動車ユーザーに対して広報活動を推進する。 不正改造車を対象とした街頭検査を実施し、違法車両に対しては必要な整備を命ずる。 不正改造車及び不正行為に関する情報の収集に努める。 不正改造車及び不正行為に関する情報に基づく追跡調査並びに監査等の強化を図る 不正改造車及び不正行為の防止について、協力団体による会員指導の徹底を図る。 不正改造及び不正行為の防止に関する研修会並びに講習会を開催する。 一般ユーザーを対象とした「マイカー相談所」を開設し、不正改造防止等の指導徹底を図る。 不正改造車情報の窓口の設置等、情報の収集に努めるとともに、自動車ユーザーや、改造等に関わった事業者等に対する指導を強化する。
細目	<p>イ 自動車点検整備の充実 (ウ) 自動車特定整備事業の適正化及び生産性の向上</p>
実施主体	事業計画の概要
中部運輸局岐阜運輸支局	<p>自動車使用者の保守管理意識を高揚し、点検整備の促進を図るため「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下、全国的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。</p> <p>1 整備料金等の適正化に関する指導 自動車特定整備事業者に対し、点検整備に対する自動車ユーザーの理解</p>

4 車両の安全の確保

(4) 自動車の検査及び点検の充実

<p>【細目】 イ 自動車点検整備の充実 (ウ) 自動車特定整備事業の適正化及び生産性の向上</p>	<p>と信頼を得るため、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点からも含め、その実施の推進を指導する。</p> <p>2 経営管理の改善・整備の近代化等に関する支援 自動車特定整備事業者における経営管理の改善や生産性の向上への支援を推進する。</p>
<p>細目</p>	<p>イ 自動車点検整備の充実 (エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>中部運輸局岐阜運輸支局</p>	<p>運転支援装置などの高度な電子技術を搭載した自動車の普及や、車社会の環境の変化に伴い、自動車整備事業における整備技術の向上が必要であり、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術向上を図る。</p> <p>1 自動車整備業の現状の把握等 自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化等の車社会の環境の変化に対応していくため、関係団体からのヒアリング等を通じて、自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。 そのために次の研修などを推進する。 ・ 支局長認定機関が行う技術研修 ・ 自動車整備振興会が行う技術研修 ・ 一級自動車整備士の養成</p> <p>2 一級自動車整備士制度の活用を推進 整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。</p>
<p>細目</p>	<p>イ 自動車点検整備の充実 (オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化</p>
<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>中部運輸局岐阜運輸支局</p>	<p>民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然としてペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。</p>

(5) リコール制度の充実・強化

<p>実施主体</p>	<p>事業計画の概要</p>
<p>中部運輸局岐阜運輸支局</p>	<p>自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。</p>

4 車両の安全の確保

(6) 自転車の安全性の確保

実施主体	事業計画の概要
中部経済産業局 県：県民生活課 警察：交通企画課	<p>1 岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例等に基づいた自転車の適正利用等にかかる周知及び気運の醸成</p> <p>令和4年4月1日、「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、同日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車の定期的な点検・整備 ・ 両側面への反射器材の着用努力義務 <p>が、10月1日には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗車用ヘルメットの着用努力義務 ・ 自転車損害賠償責任保険等の加入義務 <p>が施行されたことから、同条例の周知及びこれら義務等の周知を図り、自転車の適正利用を推進する。</p> <p>(1) 点検整備と正しい利用方法等に関する気運の醸成</p> <p>ア 四季の交通安全運動及び「自転車の安全利用推進月間」を重点に、自転車の定期的な点検整備や正しい利用方法等に関する気運を醸成し、</p> <p>イ 自転車販売店、自転車安全整備士、交通安全協会等関係団体と連携し、四季の交通安全運動及び「自転車の安全利用推進月間」等に自転車街頭指導所を開設するなど点検整備の励行を促進する。</p> <p>(2) 自転車の安全性の確保</p> <p>ア 夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と自転車の両側面等への反射器材の着用の普及促進により、自転車の被視認性の向上を図る。</p> <p>イ 消費生活用製品安全法による製品事故情報の報告・公表制度などの各種制度の周知を図る。</p> <p>ウ 市町村、教育委員会等関係機関・団体と連携し、児童・生徒の自転車の一斉点検を実施して、整備不良自転車の一掃を図る。</p> <p>(3) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進</p> <p>ア 関係事業者と連携し、自転車の損害賠償責任保険等への加入義務を広報啓発する。</p> <p>イ 個人において各種損害賠償責任保険等への加入状況を確認・点検するよう広報啓発する。</p> <p>(4) 乗車用ヘルメットの着用促進</p> <p>自転車に乗る際は、すべての年齢の者が、乗車用ヘルメットを着用するよう広報啓発する。</p>

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通指導取締りの強化等

細目	ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等
実施主体	事業計画の概要
警察：交通指導課	<p>1 交通事故抑止に資する指導取締りの推進</p> <p>(1) 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、横断歩行者妨害、著しい速度超過、交差点関連違反等の重大交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。</p> <p>また、「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対しては、客観的な証拠資料の収集等により「妨害運転罪」の対象となる10類型の違反を積極的に適用し、検挙措置を講じる。</p> <p>(2) 飲酒運転及び無免許運転については、厳正な取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。</p> <p>(3) 児童、高齢者、障がい者保護の観点に立った指導取締りを推進する。</p> <p>(4) 地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故の発生実態等を分析し、その結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆるPDCAサイクルをより一層機能させる。</p> <p>(5) 通学路、生活道路のほか、住民要望に応えた取締りを推進できるよう、可搬式速度違反自動取締装置による効果的な運用を図る。</p> <p>(6) 原動機付自転車等による悪質・危険な運転行為に対する指導取締りを推進する。</p> <p>2 背後責任の追及</p> <p>事業活動に関してなされた過労運転、過積載運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。</p> <p>3 自転車利用者に対する指導取締りの推進</p> <p>自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対して積極的に指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反の取締りを推進する。</p>
細目	イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等
実施主体	事業計画の概要
警察：高速道路交通警察隊	<p>1 交通事故に直結する違反形態に指向した交通指導取締りの推進</p> <p>(1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強化する。</p> <p>また、「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対しては、客観的な証拠資料の収集等により「妨害運転罪」を始め、あらゆる法令を適用し、積極的な検挙措置を講じる。</p> <p>(2) 事故多発時間帯、区間における流動・駐留警戒活動を実施する。</p> <p>(3) 速度違反自動取締装置の効果的な運用を図る。</p>

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通指導取締りの強化等

【細目】

イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

- (4) 無免許、過労運転、過積載等の下命・容認事業に対する背後責任の追及と関係行政機関の連携を強化する。
 - (5) 隣接県警察相互間の連絡を密にして、広域的・計画的な指導取締りを実施する。
 - (6) 運転中の携帯電話使用等違反について指導取締りを徹底する。
- 2 高速道路における安全運転マナー向上のための指導、広報の徹底
高速道路交通安全協議会と連携し、高速道路利用車両に対する指導、広報を徹底し、高速道路における過労運転、過積載、速度超過等の防止を図るとともに安全走行のペースメーカーになるように指導を徹底する。
また、故障車両等で運転が困難となった場合の避難や、停止表示機材の表示等措置について広報啓発や交通安全教育を推進する。
 - 3 危険物運搬車両に対する指導取締りの強化とイエローカードの携行普及活動の推進
高速道路危険物運搬車両事故防止等対策協議会と連携して、高速道路を利用する危険物運搬車両に対する指導取締りを強化し、危険物の流出・漏洩事故等の防止を図るとともに、事故発生時の応急措置、緊急連絡等が記載されたイエローカードの携行普及活動を行う。
 - 4 雪氷期間における交通対策の推進
中日本高速道路株式会社と連携し、気象予測に基づいた雪氷体制及び雪氷対策により、冬期間における高速道路の安全かつ円滑な交通の確保と交通事故防止を図る。
 - 5 自動二輪車の事故防止対策と逆走事故防止対策の推進
自動二輪車の運転者に対する事故防止にかかる広報活動と指導取締りを積極的に推進するとともに、危険防止のための措置を的確に講じる。また、高齢者等による逆走交通事故が多発していることから、道路管理者等と連携して道路標識等の改良等による逆走防止対策を推進する。
 - 6 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底のための広報及び指導取締り
高速道路における被害軽減効果を踏まえ、全ての座席のシートベルト等の着用広報及び指導取締りを実施する。
 - 7 殉職・受傷事故防止の徹底
高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、自動速度違反取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。

5 道路交通秩序の維持

(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

細目	ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進
実施主体	事業計画の概要
警察：交通指導課	<ol style="list-style-type: none"> 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 3Dレーザースキャナ、常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。 ひき逃げ事件捜査の徹底 ひき逃げ事件に対しては、発生当初における捜査員の大量投入に併せて、デバイス検索システム、UOE等捜査支援システムを積極的に活用し被疑者検挙に努める。 交通特殊事件捜査の強化 交通事故を偽装した保険金詐欺事件、車庫とぼし事件、不正車検事件、運転免許証の不正取得事件、その他交通犯罪に対する組織的な情報収集・管理体制を整備するとともに、捜査体制を確立し、真に県民が要望する悪質事件の検挙に努める。

(3) 暴走族対策の推進

細目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実
実施主体	事業計画の概要
県：県民生活課 県：私学振興・青少年課 県：学校安全課 警察：交通指導課	<ol style="list-style-type: none"> 「岐阜県暴走族等の根絶に関する条例（第6条 学校、職場等関係者の責務）」に基づく積極的な取組み 県民、保護者及び学校・職場等関係者は、それぞれの立場で暴走族根絶に向けた教育を行い、暴走行為等の活動を抑制するとともに、暴走グループへの加入防止及び脱退促進を図る。 い集行為・暴走行為等の実態把握 自動車関係業者、自治会及び地域に密着した青少年関係団体等との協働体制を確立し、い集及び暴走行為等に関する情報収集に努め、その実態を把握する。 暴走族等に対する指導・補導 暴走族等を把握し、本人又は保護者、雇い主等を通じて指導・補導を行うとともに、暴走族グループからの離脱促進を図る。

5 道路交通秩序の維持

(3) 暴走族対策の推進

<p>【細目】 ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実等</p>	<p>4 暴走族等根絶世論の醸成 暴走族等根絶世論の醸成を図るため、関係機関・団体に対する資料の提供と、あらゆる広報媒体を通じて暴走族等の反社会性を積極的に広報するとともに、不法改造防止運動及び「岐阜県暴走族等の根絶に関する条例」の周知徹底を図る。 (岐阜県PTA連合会では「四ない運動」(免許を取らない、買わない、乗らない、乗せてもらわない)を推進している。)</p> <p>5 暴走族加入防止のための教育 暴走族等への人的供給を遮断するため、自治体をはじめ学校関係者、民間ボランティア等と連携し、「暴走族加入阻止教室」等を開催し、青少年に対して暴走族等の悪質性・危険性などについて理解を深めさせる教育を行う。</p>
細目	イ 暴走行為阻止のための環境整備
実施主体	事業計画の概要
<p>県：県民生活課 県：道路維持課 警察：交通指導課 中部地方整備局 各国道事務所</p>	<p>1 暴走行為等のしにくい道路施設整備の実施 ゼロヨン、ローリング、ドリフト等の違法な暴走行為に利用されやすい道路について、道路管理者、警察等が共同して実地調査を行い、交通機能確保を前提とし、一定間隔での薄層舗装の設置等交通安全施設等の整備を実施する。</p> <p>2 岐阜県暴走族等の根絶に関する条例第9条に適応した施設・道路環境づくり 第9条 道路を設置し、又は管理する者は暴走行為等が行われるおそれがある道路について、管理上支障のない範囲内で、道路の構造等について暴走族等による暴走行為等を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 暴走行為等のしにくい環境づくり 暴走族等及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の適切な管理や自動車等関連業者による不法改造防止、または不法改造車への給油自粛措置の的確な実施を図る。</p>
細目	ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進
実施主体	事業計画の概要
<p>警察：交通指導課 中部運輸局岐阜運輸支局</p>	<p>1 総合力を発揮した取締り (1) 暴走族等のい集又は暴走行為等に関する情報を入手したときは、組織の総合力を発揮した取締りを行う。 (2) 集団暴走行為、爆音暴走行為等の悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始め、岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の積極的適用に努める。 (3) 物的遮断としての不法改造車両の排除を目的とした整備不良車両取締りや整備命令・通告等、各種法令を多角的に活用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、検挙の徹底を図る。 (4) 暴走族等の現場捕捉に必要な停止用資機材や証拠収集のための資機材の開発、整備に努める。</p>

5 道路交通秩序の維持

(3) 暴走族対策の推進

<p>【細目】 ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進</p>	<p>(5) 共同危険行為等の重大違反唆し行為に対する取消処分等の的確な行政処分を迅速かつ厳正に申達する。</p> <p>2 不正改造車両の取締り 「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不正改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど暴走族と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。</p> <p>3 関係県警察相互の捜査協力 不正改造行為に関する情報収集を徹底するとともに、関係機関と連携して、不正改造を敢行する業者に対する取締りを強化するなど根本的な対策を講じるほか、他県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係県警察相互の捜査協力を積極的に行う。</p>
<p>細目</p>	<p>エ 暴走族関係事犯者の再犯防止</p>
<p>実施主体 警察：交通指導課 警察：運転免許課</p>	<p>事業計画の概要</p> <p>1 暴走族等の関係事犯については、犯罪事実の究明はもとより、組織の実態、非行の背景等を明らかにし、速やかな事件処理とグループの解体を図る。</p> <p>2 暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再発防止に重点を置いた処遇の実施を図る。</p> <p>3 暴走族等に対する運転免許の行政処分は、迅速かつ厳重に行う。</p>
<p>細目</p>	<p>オ 車両の不正改造の防止</p>
<p>実施主体 中部運輸局岐阜運輸支局 警察：交通指導課</p>	<p>事業計画の概要</p> <p>1 「不正改造車を排除する運動」等広報活動の推進 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全県的な広報活動の推進及び事業者、関係団体に対する指導を積極的に行う。</p> <p>2 不正改造業者への立入検査 不正改造等を行った業者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。</p> <p>3 旧車会グループの実態把握 違法行為を敢行する旧車会グループ（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都道府県間で共有し、不正改造等の取締りを強化するなどの的確な対応を推進する。</p>

6 救助・救急体制の充実

(1) 救助・救急体制の整備

細目	ア 救助体制の整備・拡充		
	実施主体	事業計画の概要	
県：消防課		<p>1 交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。</p> <p>2 救助隊を設置する20消防本部において、交通事故の種類・内容の複雑多様化に迅速かつ的確に対処するため、救助工作車等各種資機材の整備を進めるとともに、人命救助に必要な高度かつ専門的な隊員教育を実施する。</p>	
細目	イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実		
	実施主体	事業計画の概要	
県：消防課 県：医療整備課		<p>1 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するために連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等との連携による救助・救急体制を整備する。</p> <p>2 各市町村間の広域応援体制を強化するとともに、防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターの効率的な運用により迅速かつ的確な救助・救急活動に努める。</p>	
細目	ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進		
	実施主体	事業計画の概要	
県：消防課 県：学校安全課		<p>1 応急手当の知識・技術の普及、応急手当指導者の養成 現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当の知識、技術の普及を図るため、応急手当指導員による住民に対する応急手当の普及啓発及び応急手当普及員による職場での応急手当の普及啓発を推進する。</p>	
○ 救急業務実施機関一覧（令和5年4月1日現在）			
	救急業務実施機関	構成市町村	救急車数
	岐阜市消防本部	岐阜市、山県市、瑞穂市、本巣市、北方町	27台
	高山市消防本部	高山市、白川村	12台
	多治見市消防本部	多治見市	6台
	中津川市消防本部	中津川市	9台
	瑞浪市消防本部	瑞浪市	3台
	羽島市消防本部	羽島市	5台
	恵那市消防本部	恵那市	7台

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

土岐市消防本部	土岐市	4台
各務原市消防本部	各務原市	8台
飛騨市消防本部	飛騨市	5台
郡上市消防本部	郡上市	7台
下呂市消防本部	下呂市	5台
海津市消防本部	海津市	4台
養老町消防本部	養老町、大垣市（旧上石津町地区）	4台
不破消防組合	垂井町、関ヶ原町	3台
揖斐郡消防組合	揖斐川町、大野町	6台
可茂消防事務組合	美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、可児市、白川町、東白川村	15台
大垣消防組合	大垣市、神戸町、輪之内町、安八町、池田町	9台
中濃消防組合	関市、美濃市	10台
羽島郡広域連合	岐南町、笠松町	3台
計 20消防本部	43市町村（救急救助の現況は43市町村）	152台

（非常用を含む）

【細目】

ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

2 小学校教科「体育」及び中学校・高等学校の教科「保健体育」において、応急手当の指導の充実を図る。

○ 指導内容

小学校（5年）「けがの防止」

- ・ けがの手当
 - ① 状況の速やかな把握と処置、近くの大人に知らせること
 - ② 傷口を清潔にする、圧迫して出血を止める、患部を冷やすなどの方法

中学校（2年）「傷害の防止」

- ・ 応急手当の意義と実際
 - ① 応急手当による傷害の悪化防止
 - ② 心肺蘇生等

高等学校（1年）「現代社会と健康」

- ・ 応急手当
 - ① 応急手当の意義
 - ② 日常的な応急手当
 - ③ 心肺蘇生法

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

細目	エ 救急救命士の養成・配置等の促進		
実施主体	事業計画の概要		
県：消防課 県：医療整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急措置）の充実のため、各消防機関において救急救命士を計画的に配置できるよう、救急救命士の早期養成・資質向上を図る。 ・ （一財）救急振興財団救命救急東京研修所及び名古屋市消防局救急救命研修所へ救急隊員を派遣し、救急救命士の養成に努める。 ・ 救急隊を設置する20消防本部において、救急現場及び搬送途上における高度な応急処置に対応するため、救急救命士の育成に努める。 		
科別	実施予定期間	派遣人員	備考
救急救命士 養成教育	令和6年4月～10月	6名	(一財)救急振興財団 救命救急東京研修所
	令和6年9月～ 令和7年3月	12名	
	令和6年8月～ 令和7年3月	6名	名古屋市消防局 救急救命研修所
細目	オ 救助・救急用資機材の整備の推進		
実施主体	事業計画の概要		
県：消防課	国庫補助事業等の活用により、救助工作車、救助資機材の整備、救急救命士等が高度な救命処置を行うことができるよう高規格救急自動車、高度救命処置用資機材の導入を促進し、高度な救助・救急体制の整備を図る。		
細目	カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進		
実施主体	事業計画の概要		
県：消防課 県：医療整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送及び医師の迅速な現場投入に有効であることから、ドクターヘリコプターとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。 2 岐阜大学医学部附属病院を基地病院として、負傷者の救命率の向上や後遺症を軽減するため医師等が同乗し、救急現場から救命医療を行いながら搬送するドクターヘリコプターを配備していることから、積極的な運用を推進する。 		
細目	キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実		
実施主体	事業計画の概要		
県：消防課 （県消防学校）	<ol style="list-style-type: none"> 1 複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、継続的な教育訓練を推進する。 2 県消防学校における専科教育（救急科）及び特別教育（救急救命士集合研修）の講習内容の充実強化を図るとともに国の消防大学校（救助科・救急科）へ救助隊員を派遣し、知識・技術の向上に資する。 		

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

科別	実施予定期間	対象人員	備考
救助科	令和6年4月～10月	3名	消防大学校
救急科	令和6年8月～10月	1名	消防大学校
総合教育(初任教育救急科)	令和6年4月～11月	106名	県消防学校
救急救命士集合研修	随時	約600名	県消防学校

細目	事業計画の概要
ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	
実施主体	事業計画の概要
県：消防課 中日本高速道路株式会社	<p>高速道路における救急業務については、昭和49年4月に関係省庁等で定められた高速道路における救急業務の在り方に基づき、本県では、中日本高速道路株式会社、高速道路インターチェンジ所在市町村、高速道路通過市町村及び県で設置した「岐阜県高速道路等消防連絡協議会」において、広域にわたる消防救急業務計画の協議、関係機関相互の連絡調整及び関係市町村の救急体制の整備等を図る。</p> <p>また、高速道路の救急業務を担当する市町村に対し財政措置（出場件数等により支弁金を支給する）を講ずる。</p>

< 高速道路等の救急体制の概要 >

(1) 名神高速道路

名神高速道路の救急業務を実施している3消防本部において、救急業務体制の万全を期する。

都道府県名	滋賀県			岐阜県					愛知県
関係(通過)市町村名	彦根市	米原市	関ヶ原町	大垣市(北石脚)	養老町	大垣市	安八町	羽島市	一宮市
インターチェンジ名(IC)	彦根IC	米原IC	関ヶ原IC		養老SA スマートIC	大垣IC	安八 スマートIC	岐阜羽島IC	一宮IC
救急病院数						2	1	1	
IC区間距離		24.4km		14.5km			6.9km	13.0km	
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線	不破消防組合			大垣消防組合		羽島市		
	下り車線	不破消防組合			大垣消防組合		羽島市		
全線距離	58.8km								

(2) 中央自動車道

中央自動車道の救急業務を実施している東濃5市の救急業務体制の万全を期する。

都道府県名	愛知県	岐阜県						長野県	
関係(通過)市町村名	小牧市	多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市		阿智村	飯田市
インターチェンジ名(IC)	小牧東IC	多治見IC	土岐IC	瑞浪IC	恵那IC	中津川IC	恵那山トンネル西口	国原	飯田山本IC
救急病院数		2	1	1	1	1			
IC区間距離	8.1km	8.8km	4.5km	18.1km	9.4km	22.0km			
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線	多治見市		土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市		
	下り車線	多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市			
全線距離	59.9km								

6 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

(3) 東海北陸自動車道

東海北陸自動車道の救急業務を実施している4消防本部において、救急業務体制の万全を期する。

都道府県名	愛知県	岐阜県													富山県
関係(通過)市町村名		岐阜市	各務原市	関市	美濃市	郡上市						高山市	白川村	上平村	
インターチェンジ名(IC)	一宮木曽川IC		岐阜各務原IC	関IC	美濃IC	美並IC	郡上八幡IC	ぎふ大和IC	白鳥IC	高鷲IC	ひるがの高原IC	荘川IC	飛騨清見IC	白川郷IC	五箇山IC
救急病院数			2	3	1		1		2						
IC区間距離		5.6km	12.2km	6.9km	17.2km	10.2km	6.2km	10.4km	8.0km	7.1km	6.8km	19.0km	25.0km	15.3km	
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線	各務原市		中濃消防組合		郡上市						高山市			
	下り車線		各務原市	中濃消防組合		郡上市				高山市					
全線距離		149.9km													

(4) 東海環状自動車道

東海環状自動車道の救急業務を実施している7消防本部において、救急業務体制の万全を期する。

都道府県名	岐阜県										愛知県
関係(通過)市町村名	養老町	大垣市	大野町	山県市	関市	富加町	美濃加茂市	可児市	土岐市	瀬戸市	
インターチェンジ名(IC)	養老IC	大垣西IC	大野神戸IC	山県IC	関広見IC	富加関IC	美濃加茂IC	可児御嵩IC	土岐南多治見IC	せと品野IC	
救急病院数		5		1	3		3	3	1		
IC区間距離	9.1km	7.6km		9.0km	9.9km	6.3km	9.4km	13.4km	10.9km		
救急業務実施市町村名及び実施区間	上り車線	大垣消防組合	揖斐郡消防組合	中濃消防組合	可茂消防事務組合				土岐市	愛知県	
	下り車線	養老町	大垣消防組合	岐阜市消防本部	中濃消防組合	可茂消防事務組合			土岐市	愛知県	
全線距離		16.7km			58.9km						

- 細目
- ケ 現場急行支援システムの整備
 - コ 緊急通報システム・救急自動通報システムの整備

実施主体

事業計画の概要

警察：交通規制課
県：医療整備課

- 1 現場急行支援システム(FAST)の整備検討
緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)の整備を検討する。
- 2 緊急通報システム・救急自動通報システムの整備
交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、緊急通報システム(HELP)や救急自動通報システム(D-C a l l N e t)の格段の普及と高度化を図るために必要な環境の整備を検討する。
- 3 岐阜県救急・災害医療情報システム(ぎふ救急ネット)の機能充実
休日、夜間等における救急患者の症状に応じて、適切な医療機関を選定し、迅速かつ円滑な患者搬送及び医療連携を図るため、救急医療情報システムの機能充実を図る。

6 救助・救急活動の充実

(2) 救急医療体制の整備

細目	ア 救急医療機関等の整備 イ ドクターヘリコプター事業の推進
実施主体	事業計画の概要
県：医療整備課	<ol style="list-style-type: none"> 初期救急医療体制の整備 休日夜間急患センターや在宅当番医制の拡大促進により、救急搬送を必要としない救急患者の医療確保を推進する。 第二次救急医療体制の整備 第二次救急医療圏単位で病院群輪番制の実施と充実を促進し、入院治療を要する重症救急患者の医療確保を推進する。 第三次救急医療体制の整備 救命救急センターによる体制の充実に努め、初期・第二次救急医療機関等から搬送される重篤患者の医療確保を推進する。 ドクターヘリコプターの運用 岐阜大学医学部附属病院を基地病院として、負傷者の救命率の向上や後遺症を軽減するため、医師等が同乗し、救急現場から救命医療を行いながら搬送するドクターヘリコプターを配備していることから、積極的な運用を推進する。また、飛騨地域北部（高山市、飛騨市、白川村）においては、共同運航協定を締結している富山県ドクターヘリコプターを積極的に活用する。
細目	ウ 救急医療担当医師・看護師の養成等
実施主体	事業計画の概要
県：医療整備課 県：医療福祉連携推進課	<ol style="list-style-type: none"> 救急医療担当医師の養成 救急医療に携わる医師を確保するために、医師の卒前教育や臨床研修において、救急医療に関する教育・研究の充実に努める。また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修を行い、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。 救急医療担当看護師の養成 救急時に的確に医師を補助できるよう、看護師の養成課程において、救急医療に関する教育の充実に努めるとともに、新人研修における救急医療研修の充実に努め、救急医療を担当する看護師の確保を図る。 外傷の標準的初期対応の能力の向上 病院内外での救急活動を充実させる観点から、医師・看護師に対して、外傷の標準的初期対応能力の向上に関する研修を推進する。

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

実施主体	事業計画の概要
県：消防課 県：医療整備課	<ol style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じたドクターカーの体制整備 医師、看護師等が救急現場に出動し、搬送途中に救命医療を行うことにより救急患者の救命効果の向上を図るために、地域の実情に応じたドクターカーの体制整備を進める。

6 救助・救急活動の充実

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

	<p>2 効果的な救急体制の整備の促進</p> <p>医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）や、患者の容体に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。</p>
--	---

7 被害者支援の充実と推進

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

細目	<p>ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正の推進</p> <p>イ 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用</p> <p>ウ 無保険（無共済）車両の対策</p> <p>エ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等</p>
実施主体	事業計画の概要
警察：交通指導課 中部運輸局岐阜運輸支局	<p>1 被害者救済対策の充実</p> <p>(1) 自動車損害賠償保障制度について、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。</p> <p>(2) ひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者を救済するための自動車損害賠償保障事業及び被害者救済対策事業等を行うことなどにより、自動車事故による被害者の保護、救済を図る。</p> <p>2 広報啓発活動の推進</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等により広く県民に周知する。</p> <p>(2) 期限切れ等が散見される原動機付自転車等検査対象外車両の責任保険（共済）の加入状況の調査、自賠責制度PRにより加入率向上を図る。</p> <p>3 指導取締り等の推進</p> <p>関係機関と連携した街頭における指導取締り及び監視活動の強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。</p>

(2) 損害賠償の請求についての援助等

細目	ア 交通事故相談活動の推進
実施主体	事業計画の概要
県：県民生活相談センター	<p>交通事故の被害者等に対し、損害賠償問題等について、交通事故相談により、適切な指導・助言を実施し、被害者支援を推進する。</p> <p>1 交通事故相談の活動の実施</p> <p>OKBふれあい会館内に相談員を配置し、交通事故の当事者とその家族に対し、損害賠償問題等について適切な助言を行う。</p> <p>また、県内3ヶ所で定期的に巡回相談（完全予約制）を行い、交通事故相談の利便性を確保する。</p>

7 被害者支援の充実と推進

(2) 損害賠償の請求についての援助等

<交通事故相談一覧表>

	場 所	相 談 日	時 間
県民生活相談センター	OKBふれあい会館	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:00
巡回相談 (完全予約制)	可茂総合庁舎	毎月第2金曜日	10:00～15:00
	飛騨総合庁舎	毎月第4水曜日	10:00～15:00
	多治見市役所	毎月第1木曜日 (祝日の場合は第2木曜日)	10:00～15:00

2 広報活動の実施

県のホームページ及び市町村の広報紙等の広報媒体を活用して、交通事故相談の実施について周知する。

細目	イ 損害賠償請求の援助活動等の強化
実施主体	事業計画の概要
警察：交通指導課	救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進するため、リーフレットを警察署窓口にて備え、「被害者の手引」を交通事故の被害者等に配付し、自動車保険・救済制度等に関する教示並びに交通事故相談等に努める。

(3) 交通事故被害者支援の充実強化

細目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実										
実施主体	事業計画の概要										
県：県民生活課	<p>1 交通遺児激励金の支給</p> <p>(1) 交通事故により親等を失った乳幼児、児童生徒に対して5月5日「こどもの日」に合わせ、知事の激励文とともに激励金を支給する。</p> <p><激励金の支給概要></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>支 給 区 分</th> <th>1人当たりの激励金の支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">交通事故により親等を失った交通遺児で5月5日現在で県内に居住する者</td> <td>乳幼児及び小学生</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生 (高専3年生までの者を含む)</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 交通遺児激励金への寄附等に関する広報 漏れのない激励金の支給及び充実した交通遺児激励金事業とするため、各季の交通安全運動の機会を通じて、交通遺児激励金事業と寄付金募集に関する周知・広報を行う。</p> <p>2 交通安全協力者災害見舞金の支給 民間協力者が地域の交通安全対策の推進のために、交通指導、啓発活動中等に災害を受けた場合に、見舞金を支給する。</p>	対 象	支 給 区 分	1人当たりの激励金の支給額	交通事故により親等を失った交通遺児で5月5日現在で県内に居住する者	乳幼児及び小学生	15,000円	中学生	20,000円	高校生 (高専3年生までの者を含む)	25,000円
対 象	支 給 区 分	1人当たりの激励金の支給額									
交通事故により親等を失った交通遺児で5月5日現在で県内に居住する者	乳幼児及び小学生	15,000円									
	中学生	20,000円									
	高校生 (高専3年生までの者を含む)	25,000円									

7 被害者支援の充実と推進

(3) 交通事故被害者支援の充実強化

<見舞金の額>

死 亡	重 傷	軽 傷	後遺障害
100万円	20万円以内	5万円以内	さらに30万円以内

3 その他

【他機関の援助措置紹介】

- 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）の援助措置

<自動車事故対策機構 被害者救済概要>

自動車事故対策機構は、自動車事故による被害者に対し、次の生活資金貸付等を行い被害者の救済を促進している。

- (1) 後遺障害保険（共済）金一部立替貸付

〔1人 10万円～290万円 無利子〕

- (2) 保障金一部立替貸付

ひき逃げや無保険車による事故の被害者の方で、政府の保障事業に保険金を請求してお

り支払いを受けていない方

〔後遺障害 1人 10万円～290万円 無利子〕

- (3) 交通遺児等貸付

〔一時金 1人 155,000円 無利子〕

〔育成資金 1人（月額） 20,000円又は10,000円 無利子〕

〔入学支度金 1人 44,000円 無利子〕

- (4) 不履行判決等貸付

〔1人 10万円～100万円 無利子〕

- (5) 重度後遺障害者介護料支給

- ① 介護料：月額で支給。ただし、その月の介護に要した費用（訪問介護、介護用品の購入等）の負担額の上限額までの範囲内で支給。

ア 常時の介護が必要な者のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」であると認められた者（特Ⅰ種） …………… 85,310円～211,530円

イ 上記ア以外で常時の介護が必要な者（Ⅰ種） 72,990円～166,950円

ウ 随時の介護が必要な者（Ⅱ種） …………… 36,500円～83,480円

- ② 前記、介護料の受給資格を有する方（特Ⅰ種～Ⅱ種）が短期入院した場合の助成

短期の入院に限りその費用（患者移送費、室料差額等）について、1日当たり1万円を上限とし、年間45万円以内かつ年間45日以内の範囲内で介護料とは別枠で助成。

7 被害者支援の充実と推進

(3) 交通事故被害者支援の充実強化

細目	イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	
	実施主体	事業計画の概要
	警察：交通指導課	<p>被害者・遺族に対して、交通事故相談、付き添い等その心情に配慮した適切な支援活動を推進するとともに、被害者の手引（全警察署に配付）等に基づき、ひき逃げ事件、交通死亡事故等被害者連絡対象事件について、捜査に支障のない範囲で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査状況 ・ 被疑者検挙状況 ・ 事件の送致状況 <p>等を被害者等に連絡し、適切な情報提供に努める。</p> <p>さらに、交通指導課被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、関係各課と連携調整するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し、交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る。</p>
細目	ウ 公共交通事故被害者への支援	
	実施主体	事業計画の概要
	中部運輸局岐阜運輸支局	<p>公共交通事故による被害者等への支援の確保のため、公共交通事故が発生した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供のための窓口を設置 ・ 被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等） <p>等を図る。</p> <p>また、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。</p>

第2章 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	<p>1 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。</p> <p>2 多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。 このため、切土や盛土等の土砂災害への対策を推進する。</p> <p>3 切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。</p> <p>4 駅施設等について、高齢者、視覚障害者を始めすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度の高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指す。 また、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落を防止するため、内方線付き天井ブロック等の整備等によるホームからの転落防止対策を引き続き推進するとともに、新技術等を活用した転落防止策を検討する。</p>

(2) 運転保安設備等の整備

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部 県：公共交通課	<p>曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。</p>

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	<p>1 分かりやすい知識の提供等 運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 このため、鉄道の安全利用に関して策定した手引きも参考として安全設備の正しい利用方法の表示の整備等により、利用者等へ安全に関する知識を分かりやすく、的確に提供するよう指導する。</p> <p>2 積極的な広報活動の推進 学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンにおいて広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p>

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

- 3 その他安全対策の徹底
 駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全整備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

3 鉄道の安全な運行の確保

(1) 保安監査等の実施

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	<p>鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。</p>

(2) 運転士の資質の保持

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	<p>1 運転士の資質の向上等を図るため、動力車操縦者運転免許試験の適切な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。</p> <p>2 運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう、運転管理者等に対し研修会等の機会を捉えて適切に指導する。</p> <p>3 運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄道事業者へ周知することで同種事態の発生の防止に努める。</p>

(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	<p>1 情報の収集・分析等</p> <p>(1) 鉄道事業者の安全担当者等を対象とした鉄軌道保安連絡会議を開催し、重大な列車事故を未然に防止するため、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。</p> <p>(2) 国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。</p> <p>2 積極的な報告の指導 運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</p>

3 鉄道の安全な運行の確保

(4) 気象情報等の充実

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部 岐阜地方気象台	<p>1 気象観測予報体制の整備等</p> <p>台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章 道路交通安全」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。</p> <p>2 その他の対策</p> <p>(1) 鉄道事業者に対し、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、地震、津波、火山噴火等の情報を早期に収集・把握し、鉄道事業者の運行管理に反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車の安全運行の確保に努めるよう指導する。</p> <p>(2) JR東日本羽越線列車脱線事故が発生したことを踏まえ、鉄道事業者においては、自ら設置した風速計の観測値と併せ、気象庁の暴風警報、雷注意報、竜巻注意情報等の気象情報を有効活用することにより、鉄道沿線の強風の状況の把握及び監視体制の充実を図り、列車の一層の安全運航を確保するよう指導する。</p>

(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	<p>1 迅速かつ的確な情報の収集・連絡</p> <p>鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>2 適切な情報提供と復旧に必要な体制の整備</p> <p>事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p> <p>3 情報提供時の多言語案内の配慮</p> <p>情報提供を行うに当たっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。</p> <p>4 降雪時等に備えた対応について</p> <p>鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運航再開と乗</p>

3 鉄道の安全な運行の確保

客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。

(6) 運輸安全マネジメント評価の実施

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

(7) 計画運休への取組

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	<p>1 計画運休への取組に対する指導 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予想されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。</p> <p>2 情報提供時の多言語案内の配慮 情報提供を行うに当たっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。</p>

4 救助・救急活動の充実

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	<p>1 関係機関との連携・協力体制の強化 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p> <p>2 二次災害防止の徹底 重大事故発生時の緊急体制の再確認と、二次災害防止のための安全管理の徹底を図る。</p> <p>3 応急手当の普及啓発活動の推進 鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。</p>

5 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部	鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を更に迅速かつ適確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図る。

5 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

また、自然災害の激甚化や自動運転技術の普及等の社会状況の変化に対応し、運輸安全委員会の知見、情報のストックを活用し、運行の安全性向上に貢献する。

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

実施主体	事業計画の概要
県：道路建設課 県：道路維持課 県：都市整備課 中部運輸局鉄道部	<p>主要な地方都市における踏切道については、道路管理者と鉄道事業者が連携を強化し、「抜本対策」による踏切除却と、「速効対策」による踏切事故の防止及び交通の円滑化により、踏切道対策を総合的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 踏切道の立体交差化の促進 <p>遮断時間の特に長い踏切道や、主要な道路で交通量の多い踏切道については、連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> 2 踏切道の構造の改良の促進 <p>立体交差化までに時間のかかる踏切等については、構造の改良や歩行者等立体横断施設の整備等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。</p> <p>また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。</p> 3 バリアフリー化を含めた高齢者対策 <p>平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、軌道の平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。</p> 4 「速効対策」と「抜本対策」との両輪による総合的な対策 <p>1、2について、構造改良等による「速効対策」と立体交差化による「抜本対策」との両輪による総合的な対策を緊急的かつ重点的に推進する。</p>

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部 県：公共交通課 県：道路維持課 警察：交通規制課	<p>踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況、う回路の状況等を勘案して、遮断機、踏切警報装置、警報時間制御装置、踏切支障報知装置等の保安設備の設置及び整備を進める。</p> <p>なお、地方中小鉄道における安全性向上に資する踏切保安設備等の整備に対しては、着実な事業実施を図るため、各種支援を実施する。</p> <p>また、経営状況の厳しい第三セクター鉄道における老朽化した踏切設備の改良・更新を推進し、鉄道輸送の安全性の向上を支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 踏切遮断機等の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。 (2) 列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

	<p>(3) 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>2 高齢者等の歩行者対策 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。</p> <p>3 必要な交通規制の推進 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型車通行止め、一方通行等必要な交通規制を実施するとともに、併せて道路標識・道路標示の高輝度化による視認性の向上を図る。</p>
--	--

3 踏切道の統廃合の促進

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部 県：県民生活課	<p>踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施することとする。</p> <p>踏切事故の防止対策は、鉄道事業者、警察、地方自治体、関係省庁等が今後とも協力して具体的な対策を推進することとする。</p>

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

実施主体	事業計画の概要
中部運輸局鉄道部 警察：交通指導課	<p>踏切道での交通事故防止を図るため、踏切保安設備の設置を推進するとともに、踏切道における安全通行の指導取締り、PRの強化を図る。</p> <p>1 「踏切安全通行カルテ」を活用した重点的対策 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p> <p>2 交通指導取締りの推進 踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に行う。</p> <p>3 広報及び教育の推進 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るた</p>

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

め、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関への踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。

4 被害者支援等の推進

被害者等への支援は、事故の状況等を踏まえ、適切に対応する。

5 踏切道の安全性向上対策の検討

I C T技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

6 災害時の踏切道の長時間遮断問題等災害時の管理方法を定める取組

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が災害時の長時間遮断が生じないように、連絡体制や優先開放の管理方法の策定に向けた協議を行い、取組を推進する。